

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	職員研修事業
-------	--------

所管	総務	部	総務	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01 一般会計	02 総務費	01 総務管理費	01 一般管理費	0404 職員研修事業
対象者	職員			対象者数など	全職員
根拠法令等	庄原市人材育成基本方針、地方公務員法第39条(研修)				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/seisaku/cat03/government/post_874.html				
実施目的	多様化する行政ニーズに限られた人員で対応するため、人材育成基本方針に基づき、研修や人事管理を通じて、職員の総合的な資質向上・能力発揮に努める。				
事務事業の概要	広島県自治総合研修センターや市町村アカデミー等の関係機関と連携した派遣型研修(課程研修・特別研修等)、テーマ別集合型研修、人事評価制度の評価者研修、自己申告研修などの取り組みを継続し、職員個々の能力開発及び意欲の向上と組織全体の基礎的能力の向上を図る。				
年度別実績概要	令和元年度	○階層別研修 初任研修(前・後期)ほか 98人 530千円 ○特別研修 広島県自治総合研修センターほか 85人 517千円 ○自己申告研修 日本経営協会(NOMA)ほか 17人 1,039千円 ○集合型研修(独自) ほか 48人 206千円 ○人権啓発研修 人権啓発セミナーほか 447人			
	令和2年度	○階層別研修 初任研修(前・後期)ほか 74人 1,028千円 ○特別研修 広島県自治総合研修センターほか 24人 53千円 ○自己申告研修 実務研究会 1人 22千円 ○集合型研修(独自) 新規採用職員研修 22人 ○人権啓発研修 人権啓発セミナーほか 103人			
	令和3年度				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	研修費用	旅費・講師謝礼・委託料・負担金等	2,292	1,103	
						0
						0
		計		2,292	1,103	0
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他	市町村アカデミー及び国際文化アカデミー研修受講経費助成金	0	0		0
	一般財源		2,292	1,103	0	3,395

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	1	研修参加人数	人		695	224	
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考	職員個々の能力開発及び意欲の向上と組織全体の基礎的能力の向上と、培った能力を最大限発揮することで、自らの業務の中で与えられた職務を正確かつ迅速な遂行が図られ、滞りなく市民サービスを提供することに繋がっている。						

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	職員研修事業
-------	--------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 職員				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	—			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	職員研修事業は、関係機関と連携した派遣型研修(課程研修・特別研修等)、テーマ別集合型研修、自己申告研修など、様々なタイプの研修事業を実施している。職員個々の能力開発及び意欲の向上と組織全体の基礎的能力の向上を図り、培った能力を最大限発揮することで、自らの業務の中で与えられた職務を正確かつ迅速な遂行により、滞りなく市民サービスを提供することに繋げるものであり、継続的な実施が必要であると考えている。
課題	複雑多様化する行政課題、市民ニーズに対し、限られた職員数で対応していくため、計画的かつ効率的に研修を実施する必要があるが、コロナ禍の中、職員が研修に参加する機会をいかに確保していくかが課題である。 限られた機会を積極的かつ有効に活用するため、研修受講に対する意識啓発を行うとともに、オンライン研修など、多様な形態の研修機会を確保・提供することにより、職員の資質向上と組織力向上に努める。

事務事業名	住民告知放送事業（庄原市告知端末初期設定等補助金）
-------	---------------------------

所管	総務	部	行政管理	課
実施期間	令和 2 年度～	令和 4 年度	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目
	01	02	01	03
	一般会計	総務費	総務管理費	文書広報費
対象者	市民・事業主			対象者数など
根拠法令等	庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱			
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/kohokocho/koho/kokuchi/post_1151.html			
実施目的	市内全域に整備された超高速情報通信網を活用し、音声で告知することができる住民告知端末を個人宅や事業所等に設置することにより、緊急情報や行政情報などを迅速かつ正確に伝達している。この住民告知端末設置に係る初期設定等の経済的負担を軽減することにより、告知端末の設置促進を図ることを目的としている。			
事務事業の概要	<p>平成27年10月のサービス開始以降、市民や事業所等への住民告知端末の早期設置を目的として、初期設定経費等（初期設定経費及び標準工事費）22,800円（税抜き）を令和2年3月末申請分まで市が負担し、住民告知端末の設置を進めてきた。</p> <p>令和2年度以降、補助対象者からの申請により、初期設定経費等を補助することとして事業を行っており、転入や新規事業所、非課税世帯などへ補助を行っている。</p> <p>1 要綱名 庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱</p> <p>2 補助対象者 (1) 転入、転居により新たに生じた世帯に属する者 (2) 新たに事業所等を設置した者 (3) 市民税非課税世帯に属する者</p> <p>3 対象経費 初期設定経費等（初期設定経費及び標準工事費）</p>			
年度別実績概要	令和元年度	〈参考〉庄原市超高速情報通信網整備初期費用負担金件数：505件 10,392,642円		
	令和2年度	・補助金申請件数：26件 521,260円 ・令和2年3月末申請分まで負担金で市が対応していたため、令和元年度の設置件数が増加し、令和2年度の補助金申請が少なくなった。		
	令和3年度	・補助金申請件数：56件 1,077,000円		

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	告知端末の初期設定等に係る補助金		522	1,077
負担金		超高速情報通信網整備初期費用負担金	10,393			10,393
		計	10,393	522	1,077	11,992
0						0
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		10,393	522	1,077	11,992

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 告知端末の初期設定等に係る補助金件数	件			26	56	82
	2 告知端末の初期設定等に係る補助金額	円			521,260	1,077,000	1,598,260
	3 超高速情報通信網整備初期費用負担金件数	件		505			505
	4 超高速情報通信網整備初期費用負担金	円		10,392,642			10,392,642
成果 (アウトカム)	1 告知端末加入率	%		82.3	82.7	78.0	81.0
	2 告知端末新規設置台数	台		516	108	80	704
	3						0
備考	〈参考〉実績のR1は負担金の件数と金額を記載している。						

事務事業名	住民告知放送事業（庄原市告知端末初期設定等補助金）
-------	---------------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	市民意見	評価委員会
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)						
優先度	A					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	B					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	B					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	A					
※受益者： 市民・事業主						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	B					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	A					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	—					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	<p>現在、住民告知端末の加入率は78%と高い水準となっており、音声で災害などの緊急情報を告知することができるため、地域住民や事業所などで働く人の安心安全を守ることや、行政情報などのタイムリーな告知により、住民の利便性向上にも繋がっている。</p> <p>告知端末の新規設置者の多くはこの制度を利用していることから、この制度は効果があると考えている。また、告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、光回線の初期費用の補助を行うことは、告知端末の設置の促進につながっている。</p> <p>本要綱による補助実績とその効果を踏まえ、今後の事業のあり方について意見を求める。</p>
課題	<p>現在、告知端末を設置していた加入者が、固定電話の廃止等により告知端末の使用を中止したり、NTT西日本(フレッツ光マイタウンネクスト)以外の光回線へ変更加入したりすることで、告知端末の設置台数が減少し、設置率が低下していることが課題である。</p>

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市土地開発公社運営補助金
-------	----------------

所管	総務	部	管財	課	
実施期間	平成	20	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	06	0401
	一般会計	総務費	総務管理費	財産管理費	財産管理事業
対象者	庄原市土地開発公社			対象者数など	
根拠法令等	庄原市補助金交付規則				
HPアドレス					
実施目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に代わって土地の先行取得、管理及び処分等を行い、もって地域の秩序ある整備と庄原市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。				
事務事業の概要	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に代わって土地の先行取得、管理及び処分等を行う。				
年度別実績概要	令和元年度	交付額 81千円 理事会2回開催(内2回書面決議)			
	令和2年度	交付額 74千円 理事会2回開催(内2回書面決議)			
	令和3年度	交付額 74千円 理事会2回開催(内2回書面決議)			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	運営費補助	81	74	74
						0
						0
計			81	74	74	229
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		81	74	74	229

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 理事会開催	回		2	2	2	6
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 公有地取得・処分	件		0	0	0	0
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市土地開発公社運営補助金
-------	----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 庄原市土地開発公社				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	土地開発公社の設立当時は、土地の価格が上昇していた時代で、公共施設の建設などに必要な公有地を、地価が値上がりする前に確保する役割を果たしてきたが、近年は、地価が年々下落する状況で迅速な土地取得の必要性が薄れてきている。しかし、土地開発公社を解散し再度設立するには、費用や議会議決、認可など相当の手続き等が必要となるため、当面、経費の縮減を図りながら現行どおり運営することが適当と考えるが、存続を含め今後の事業のあり方について意見を求める。
課題	平成25年度に旧ニッテツグランドの土地11,919.99㎡を市に売却して以降、保有する土地や新たな先行取得の予定がないため、土地開発公社の存続の是非を検討する必要がある。

事務事業名		庄原地区租税教育推進協議会負担金				
所管	総務		部		課	
実施期間	平成	5	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	02	02	01	0602	
	一般会計	総務費	徴税費	税務総務費	徴税総務事業	
対象者	市内の児童・生徒			対象者数など		
根拠法令等						
HPアドレス						
実施目的	庄原市内の国税関係機関、地方税関係機関及び教育関係機関が協力し、庄原市における租税教育の推進及び租税教育の充実のため環境整備を行うことを目的とする。					
事務事業の概要	<p>1 租税作品の募集・展示・表彰について 高校生の「税に関する作文」の募集に取り組むほか、全国納税貯蓄組合連合会主催の中学生の「税に関する作文・習字」、公益社団法人庄原法人会主催の小学生の「税に関する絵はがきコンクール」、庄原間税会主催の小・中学生の「税の標語」の作品募集について、支援している。 応募のあった作品については、税を考える週間に市内大型店舗への展示を行うほか、市役所の本庁・各支所や税務署にも順次展示している。 また、租税作品の入賞作品については、表彰式の開催の支援を行っている。</p> <p>2 租税教室の開催 小・中学校に対して、租税作品募集と連携した夏休み前の開催依頼を行い、租税教室未実施校に対し、各学校への個別訪問による租税教室への開催案内を行っている。 また、高等学校については、租税教室開催割合が低調なため、高校生の作品募集と併せ、個別訪問による租税教室の開催を行うなど、あらゆる機会を捉えて積極的かつ継続的な開催依頼を行っている。 さらに、引き続きDVDを使用した税の使いみちを中心とした租税教室を開催するとともに、より学校のニーズに応じた租税教室の開催に向け、その内容の充実に努めている。</p>					
年度別実績概要	令和元年度	負担金:20,000円				
	令和2年度	負担金:10,000円				
	令和3年度	負担金:10,000円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	負担金	庄原市租税教育推進協議会負担金	20	10	10
						0
						0
計			20	10	10	40
財源	国庫支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		20	10	10	40

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 小学校租税教室開催状況	校		19	17	14	50
	2 中学校租税教室開催状況	校		7	4	0	11
	3 高校租税教室開催状況	校		2	2	0	4
成果 (アウトカム)	1 税に関する作文の応募数	編		285	159	173	617
	2 税の習字・標語の応募数(標語は平成26)	点		2,280	1,451	1,336	5,067
	3 税に関する絵はがきコンクールの応募数	葉		260	243	228	731
備考							

事務事業名	庄原地区租税教育推進協議会負担金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	市民意見	評価委員会
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)						
優先度	B					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	B					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	B					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	B					
※受益者: 市内の児童・生徒						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	A					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	A					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	B					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	平成27年度から税務課が開始した納税意識啓発事業「税に関するポスター募集」については、令和元年度をもって終了としたため、庄原地区租税教育推進協議会の租税作品募集事業と連携した取り組みを実施し、負担金については、内容の精査を行い、令和2年度から10千円とした。(協議会会則第13条により、国県市が運営経費を負担。内訳:国県19千円、市10千円) なお、関係団体が実施の租税作品募集に対し、市から副賞代として、15千円を別途予算化している。
課題	庄原地区租税教育推進協議会の租税作品募集事業においては、令和2年度から連携した取り組みができているが、コロナ禍により租税教室の開催が困難な状況にある。特に中学校・高校で実施が難しい。学校としては、授業を優先したい考えもあるため、引き続き、学校との協議が必要である。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市運転免許返納高齢者支援事業
-------	------------------

所管	総務部 危機管理課															
実施期間	令和2年度～令和4年度（終期設定が無い場合は終期を空白）															
予算科目	<table border="1"> <tr> <td>会計</td> <td>款</td> <td>項</td> <td>目</td> <td>事業</td> </tr> <tr> <td>01</td> <td>02</td> <td>01</td> <td>09</td> <td>0401</td> </tr> <tr> <td>一般会計</td> <td>総務費</td> <td>総務管理費</td> <td>交通安全対策費</td> <td>交通安全推進事業</td> </tr> </table>	会計	款	項	目	事業	01	02	01	09	0401	一般会計	総務費	総務管理費	交通安全対策費	交通安全推進事業
会計	款	項	目	事業												
01	02	01	09	0401												
一般会計	総務費	総務管理費	交通安全対策費	交通安全推進事業												
対象者	市内に住所を有する満65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納した者 対象者数など															
根拠法令等	庄原市運転免許返納高齢者支援事業実施要綱															
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/post_1299.html															
実施目的	平成10年4月にスタートした「運転免許自主返納制度」の活用が求められていることから、庄原市運転免許返納高齢者支援事業を実施し、運転免許を自主返納した高齢者の外出を支援する。															
事務事業の概要	<p>市内に住所を有する満65歳以上の高齢者が、運転免許証を自主返納した場合、次のいずれかを交付する。</p> <p>①1万円相当の市内タクシー利用助成券(1枚500円券20枚綴り) ※タクシー利用助成券の使用期限は、交付の日から1年を経過した日の属する年度の末日とする。</p> <p>②1万円相当の広島県交通系ICカード(パスピー)チャージ券</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に住民登録をしている満65歳以上の高齢者。 有効期限内の運転免許証を自主返納し、「申請による運転免許の取消通知書」及び「運転経歴証明書」の交付を受けた高齢者。 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業対象は1回限りとする。 運転免許証返納後3カ月以内に手続きを行うこと。 失効した運転免許証を返納した者は対象外とする。 															
年度別実績概要	令和元年度															
	令和2年度	交付人数 122人【令和2年中運転免許証自主返納者数(65歳以上) 200人】 市内タクシー利用助成券 96人 広島県交通系ICカード(パスピー)チャージ券 26人														
	令和3年度	交付人数 122人【令和3年中運転免許証自主返納者数(65歳以上) 141人】 市内タクシー利用助成券 103人 広島県交通系ICカード(パスピー)チャージ券 19人														

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	印刷製本費	市内タクシー利用助成券		75	75	150
	扶助費	運転免許返納高齢者支援事業給付金		585	842	1,427
						0
		計	0	660	917	1,577
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	660	917	1,577

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 運転免許証自主返納者数	人		207	200	141	548
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 市内タクシー利用助成券等交付者	人			122	122	244
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市運転免許返納高齢者支援事業
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者:	市内に住所を有する満65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納した者				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外にも納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	<p>近年、交通事故に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、高齢者ドライバーによる交通事故が全国的にも問題となっているが、「運転免許の自主返納制度」により高齢者ドライバーによる交通事故の抑止には一定の効果が得られている。</p> <p>一方、自主返納した高齢者の日常の移動については、相応の不便が生じることとなるため、外出を支援するため、令和2年度から本要綱を施行した。</p> <p>本要綱は、3年目である本年度末をもって失効するため、今後も事業実施すべきであるか事業のあり方について意見を求める。</p>
課題	<p>自主返納者全てが本制度を利用する実情にあるとは限らないが、返納者に対する助成券の交付は、率にして令和3年度で約87%にのぼっており、概ね認知されていると評価できるが、本要綱は、本年度末で失効するため、次年度以降の制度継続、及び内容、施行期間の検討が必要となる。</p>

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	防火水槽整備事業
-------	----------

所管	総務	部	危機管理	課		
実施期間	平成	28	年度～	令和	7	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	09	01	03	5801	
	一般会計	消防費	消防費	消防施設整備費	消防施設整備事業	
対象者	市内全域				対象者数など	
根拠法令等	第2期庄原市長期総合計画、消防防災施設整備費補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	消防水利が不足する地域に、防火水槽を整備することにより、安心して安全な生活環境を確保する。					
事務事業の概要	消防水利が不足する地域に、40m規模を基本とした耐震性貯水槽を、地元要望等に基づき整備する。 (各年度2基)					
年度別実績概要	令和元年度					
	令和2年度	庄原地域 2基				
	令和3年度	庄原地域 1基、東城地域 1基				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	工事請負費	耐震性貯水槽設置工事		21,877	20,356
						0
						0
		計		0	21,877	20,356
財源	国県支出金	消防防災施設整備補助金		5,486	5,486	10,972
	地方債	過疎債		14,200	14,800	29,000
	その他					0
	一般財源		0	2,191	70	2,261

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 耐震性貯水槽設置基数	基			2	2	4
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	防火水槽整備事業
-------	----------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	C			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 市内全域				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視点	<p>広大な面積を有する本市において、消防水利の充実、市民の安心・安全な生活環境の確保に必要不可欠である。本事業は、限られた予算の中で事業効果を高めるため、地元要望による設置を対象としているが、消防防災施設整備補助金を受け事業を実施する場合は、最低でも2基の設置が補助要件のため、地元要望が2件未満の場合は翌年度以降に実施するよう調整を行っている。しかしながら、設置済みの防火水槽においては、経年劣化等により補修が必要なものがあることから、優先順位を定め耐震性貯水槽への更新も対象とし拡充すべきと考え、意見を求める。</p>
課題	<p>消防防災施設整備補助金を受け、耐震性貯水槽を設置する場合は、交付申請額が5,000千円を上回ることが要件となっている。※耐震性貯水槽1基当りの補助金額が2,743千円のため、最低でも2基の設置が必要。</p>

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	じん臓障害者通院助成金
-------	-------------

所管	生活福祉	部	社会福祉	課	
実施期間	平成	20	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	03	01	03	1604
	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援事業
対象者	血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者			対象者数など 給付者数:40名(R3)	
根拠法令等	庄原市じん臓障害者通院助成事業実施要綱				
HPアドレス					
実施目的	医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資するため。				
事務事業の概要	<p>次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成する。</p> <p>① 自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの公共交通機関運賃（バスまたはJR）の半額相当額を助成する。</p> <p>② 1枚300円分の福祉タクシー券を交付する。（障害者外出支援券交付事業へ計上）</p>				
年度別実績概要	令和元年度	対象者:43名(バス・JR利用者) 助成額:3,638千円			
	令和2年度	対象者:46名(バス・JR利用者) 助成額:4,587千円			
	令和3年度	対象者:40名(バス・JR利用者) 助成額:3,848千円			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	運賃の半額助成	3,638	4,587	3,848
						0
						0
計			3,638	4,587	3,848	12,073
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		3,638	4,587	3,848	12,073

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 通院助成の人数	人		43	46	40	129
	2 助成額	千円		3,638	4,587	3,848	12,073
	3						0
成果 (アウトカム)	1 1人当たりの平均助成額	円		84,605	99,717	96,200	280,522
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	じん臓障害者通院助成金
-------	-------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減は必要であり、今後も継続が必要である。
課題	タクシー券(年間72,000円)か、公共交通機関運賃の半額かを選択することとしているが、バス路線の廃止により、自宅の近くにバス停等がない方の交通費算定について考慮が必要と考える。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市障害者福祉事業所通所助成金
-------	------------------

所管	生活福祉	部	社会福祉	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	03	01	03	1604
	一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者支援事業
対象者	市内に住所を有する障害者福祉事業所へ通所している在宅の障害者 対象者数など 給付者数:64名(R3)				
根拠法令等	庄原市障害者福祉事業所通所助成金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	障害者福祉作業所へ通所する障害者の経済的負担の軽減及び自立支援を目的とする。				
事務事業の概要	<p>障害者福祉事業所へ次の方法で通所する障害者に対し、片道ごとに通所に係る経費を助成する。</p> <p>①公共交通機関…自宅から障害者福祉事業所までの最寄りの停留所間における旅客運賃の額(障害者手帳所持者は、利用した公共交通機関が適用する割引後の額)</p> <p>②自家用車又はバイク…自宅から障害者福祉事業所までの距離1km当たり10円</p> <p>※①、②を併用する場合は、それぞれの区分により算出</p> <p>対象の障害者福祉事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者通所授産施設、障害者小規模作業所、地域活動支援センターⅡ型又はⅢ型、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、自立訓練事業所、生活介護事業所 				
年度別実績概要	令和元年度	対象者:74名 助成額:3,724千円			
	令和2年度	対象者:71名 助成額:3,660千円			
	令和3年度	対象者:64名 助成額:3,896千円			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	3,724	3,660	3,896	11,280
						0
						0
		計	3,724	3,660	3,896	11,280
財源		国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	3,724	3,660	3,896	11,280

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 通所助成の人数	人		74	71	64	209
	2 助成額	千円		3,724	3,660	3,896	11,280
	3						0
成果 (アウトカム)	1 1人当たりの平均助成額	円		50,324	51,549	60,875	162,748
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市障害者福祉事業所通所助成金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市内に住所を有する障害者福祉事業所へ通所している在宅の障害者				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	障害者福祉事業所への通所に係る経費の助成により、対象障害者の経済的負担の軽減、社会参加を含めた自立支援の一助に寄与しているため、今後も事業継続が必要である。
課題	障害者福祉ハンドブックの作成(手帳取得時に配布、市ホームページ掲載)等により、周知に努めており、対象障害者及び福祉事業所に対する制度の周知は、一定程度浸透しているが、広報紙等の媒体を活用した市民全体への周知に努める必要がある。

事務事業名	庄原市高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金
-------	---------------------

所管	生活福祉	部	高齢者福祉	課
実施期間	平成 23	年度～	令和 4	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目
	01	03	01	02
	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費
事業	1609 高齢者等生活支援事業			
対象者	75歳以上の高齢者のみで構成する市民税非課税世帯等			対象者数など ※降雪状況による
根拠法令等	庄原市高齢者世帯雪下ろし支援補助金交付要綱			
HPアドレス				
実施目的	高齢者世帯の雪下ろしに対する支援として、予算の範囲内で補助金を交付し、高齢者の降雪期における在宅での安心な生活を確保し、その福祉の増進を図る。			
事務事業の概要	<p>1 補助対象者 市内に住所を有し現に居住している75歳以上の高齢者のみで構成する市民税非課税の世帯。 ただし、次のいずれかに該当する者を含む場合においても対象とする。 ①身体障害者手帳所持者(1級から4級) ②療育手帳所持者(㊦から㊨) ③精神障害者保健福祉手帳所持者(1級又は2級) ④15歳未満の者</p> <p>2 補助対象経費 居住している住宅の屋根からの雪下ろし及び下ろした雪の除去又は落ちた雪の除去に要した経費とする。</p> <p>3 補助金の額 補助対象経費の3分の1以内の額とし、同一年度内において37,000円を限度とする。</p>			
年度別実績概要	令和元年度	補助金交付件数 0件		
	令和2年度	補助金交付件数 38件（庄原 0、西城 6件、東城 0件、口和 3件、高野 24件、比和 5件、総領 0件）		
	令和3年度	補助金交付件数 9件（庄原 0、西城 1件、東城 0件、口和 0件、高野 8件、比和 0件、総領 0件）		

実績指標

(単位:千円)

事業費(インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金		0	465	50
						0
						0
計			0	465	50	515
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	465	50	515

実績(アウトプット)	指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績(アウトプット)	1	補助金交付額	千円		0	465	50
2								0
3								0
成果(アウトカム)	1	補助金交付件数	件		0	38	9	47
	2							0
	3							0
備考	実績は、その年の降雪量・積雪量により、毎年度変動する。							

事務事業名	庄原市高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金
-------	---------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 75歳以上の高齢者のみで構成する市民税非課税世帯等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価

現行どおり

視 点	<p>本市の75歳以上高齢者は、令和4年3月末現在8,453人で、令和7年度には8,800人を超える見込みである。高齢者人口の増加に伴い在宅医療・介護が推進される中、今後、在宅で生活する高齢者が増加することが予想されている。</p> <p>現行要綱は、令和4年度末で事業を終了することとしているが、市民税非課税の高齢者世帯等が、降雪期においても、住み慣れた自宅で、安全・安心な生活を送ることができるよう、雪下ろしの負担を軽減する本事業は、今後も必要性が高い事業であると考ええる。</p>
課 題	<p>令和元年度に実施された行政評価においては、①安全管理上の課題等による雪下ろし作業の受託者減少対策、②依頼者・受託者双方の利便性向上のため、作業価格の基準設定の2点について検討すること、との意見を受けている。</p> <p>令和2年度の積雪時における補助金利用状況の分析を行ったところ、①作業受託者(対応業者)の減少対策については、近隣の地域住民等による互助・共助体制がとれていることや、②作業価格の基準設定については、積雪量のほか、屋根については、雪下ろし部分の箇所・面積、傾斜、屋根材の種類、昇降のしやすさ等があり、また、落雪の除去については、敷地内への小型除雪機の搬入の可否等を総合的に勘案し、現地判断による単価決定と、必要人員の積算が必要になるものが大半であり、個別の作業価格に差が生じることはやむを得ないことが判明した。</p> <p>尚、本市の人口推計では、75歳以上高齢者人口は、今後、増加傾向にあり、在宅高齢者世帯も増加することが予想されている。本事業は、豪雪地域に暮らす高齢者の安全・安心な生活を確保するために必要な事業であり、事業の終期(令和5年3月31日)の延長が必要である。</p>

事務事業名	在宅高齢者介護用品支給事業
-------	---------------

所管	生活福祉部 高齢者福祉課			
実施期間	平成	17	年度～	年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目
	08	03	02	05
対象者	要介護者の主たる介護者または要介護者本人			対象者数など 約200人
根拠法令等	庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付要綱			
HPアドレス				
実施目的	重度の介護を要する在宅高齢者を介護している者又は当該在宅高齢者に、紙おむつ購入助成券を交付し、介護者の精神的及び経済的な負担の軽減を図る			
事務事業の概要	<p>(支給対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の介護を要する在宅高齢者の主たる介護者(介護者がいないときは在宅高齢者本人)であって、申請書の提出年度において市町村民税非課税世帯に属していること。 【在宅高齢者】 市内に住所を有し、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある要介護3・4・5の認定を受けている者 【介護者】 在宅高齢者と原則として同居し、継続介護している者 <p>(助成券の額等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成券の額は1枚につき3,000円 ・助成券の交付は、3か月分(6枚)を一括して、年4回に分けて窓口交付する。 ※助成券1枚当たりの額は、3,000円、1か月の使用可能枚数は2枚。最大で3,000円×24枚＝72,000円／年となる。 <p>(使用の方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市に登録した事業協力店で、助成券を使用して紙おむつ等を購入する。 事業協力店は、受け取った助成券を1ヶ月ごとに取りまとめ、市へ請求する。 ・助成券の使用期限は、交付した日から交付年度の末日までとする。 ・病院へ入院または介護保険施設等に入所している期間は使用できない。 <p>(購入できる品目)</p> <p>紙おむつ、紙パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート、介護用手袋、清拭剤</p>			
年度別実績概要	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:4,255枚 (相当額:12,765,000円) ■ 交付人数:188人(要介護3:105人/要介護4:54人/要介護5:29人) ■ 協力事業者数:37店 ■ 回収(使用)済み枚数:2,958枚 (支払対象額:8,874,000円) 		
	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:4,115枚 (相当額:12,345,000円) ■ 交付人数:179人(要介護3:95人/要介護4:52人/要介護5:32人) ■ 協力事業者数:36店 ■ 回収(使用)済み枚数:3,041枚 (支払対象額:9,123,000円) 		
	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付枚数:3,118枚 (相当額:9,354,000円) ■ 交付人数:188人(要介護3:94人/要介護4:59人/要介護5:35人) ■ 協力事業者数:26店 ■ 回収(使用)済み枚数:2,606枚 (支払対象額:7,756,768円) 		

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	扶助費	おむつ券の使用による事業協力店への支払	8,874	9,123	7,757
印刷製本費		紙おむつ助成券の印刷費	160	46	0	206
		計	9,034	9,169	7,757	25,960
財源	国県支出金	国県負担金	5,285	5,364	4,538	15,187
	地方債					0
	その他	第1号保険料分(介保特会:一般財源)	2,078	2,109	1,784	5,971
	一般財源		1,671	1,696	1,435	4,802

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	交付人数	人		188	179	188	555
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	使用率【回収(使用)枚数/交付枚数】	%		70	74	84	
	2							
	3							
備考								

事務事業名	在宅高齢者介護用品支給事業
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	市民意見	評価委員会
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)						
優先度	A					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	B					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	A					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	A					
※受益者： 要介護者の主たる介護者または要介護者本人						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	B					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	A					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	—					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	縮小
視点	<p>本事業は、平成27年度から原則として介護保険の任意事業の対象外となっており、現在まで激変緩和措置が継続されているが、事業の実施にあたっては、廃止・縮小に向けた具体的方策の検討が条件となっている。</p> <p>このため、令和3年度より縮小の方向で交付方法を見直し、枚数を1枚減らし、3か月毎の発行としている。</p> <p>令和6年度以降、本事業が介護保険の対象外となる可能性が高く、事業を継続する場合は単市事業となる見込みであることから、交付要件の見直し等について意見を求める。</p>
課題	<p>本事業は、高齢者の自立支援及び在宅生活継続の観点から、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る有効的な事業の一つである。</p> <p>しかし、地域支援事業の対象事業から除外された場合、本事業を継続するには、財源確保が大きな課題となる。</p> <p>本市においては、要介護3以上の方のニーズが高いことから、要介護3以上を交付要件としているが、事業を縮小する場合は、交付要件を要介護4以上とすることや、交付枚数を減らす等の検討が必要である。</p>

事務事業名		地域デイホーム活動支援事業				
所管	生活福祉		部	高齢者福祉		課
実施期間	平成	22	年度～		年度	(終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計		款	項	目	事業
	1		3	1	2	1612
	一般会計		民生費	社会福祉費	老人福祉費	デイホーム事業
対象者	在宅の概ね65歳以上の高齢者等				対象者数など	14,594人(R4.3.31、65歳以上人口)
根拠法令等	第8期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	地域の高齢者等を対象にデイホーム活動を実施する自治振興区等の公共的団体に補助金を交付し、高齢者の健康寿命の確保及び地域の福祉力の醸成に資する。					
事務事業の概要	【事業内容】 次の事業内容を基本とし、デイホーム活動1回当たり4時間程度実施。 ※コロナ対応4時間/回⇒3時間/回(令和2年度:R2.6.20～R3.3.31、令和3年度:R3.10.1～R4.3.31) ①情報交換及び生活相談 ②健康確認 ③介護予防レクリエーション ④食事 ⑤交流					
	【対象者等】 在宅の概ね65歳以上の高齢者等を対象とし、1回当たりの参加者は10人を標準とし、5人以上概ね30人以下とする。					
	【補助内容】 ①基本助成 4,000円/回 ②参加人数割助成 400円/人・回 ③準備助成 30,000円/年(新規会場1回限り)					
	【令和2年度に要綱の見直しを実施】 ①対象者:高齢者→高齢者等(障害者等も対象)、②対象年齢:概ね70歳以上→概ね65歳以上、③実施時間:5時間程度→4時間程度 ※見直し理由…高齢化による負担増への対応、地域共生社会の実現に向けた障害者等の包括支援					
年度別実績概要	令和元年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				
	令和2年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				
	令和3年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				

実績指標

(単位:千円)

事業費(インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	地域デイホーム活動支援事業補助金	7,198	3,388	3,296
						0
						0
計			7,198	3,388	3,296	13,882
財源	国庫支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		7,198	3,388	3,296	13,882

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績(アウトプット)	1	実施団体数	団体	34	34	26	27	87
	2							0
	3							0
成果(アウトカム)	1	会場数	会場	67	67	59	60	186
	2	延参加者数	人	10,215	10,215	4,449	4,450	19,114
	3							0
備考								

事務事業名	地域デイホーム活動支援事業
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 在宅の概ね65歳以上の高齢者等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	地域デイホームは、市が高齢者の社会参加の機会として推進している「集まりの場」のひとつである。また、住民互助のベースとなる日常的なつながりや、体操等による運動の場となり、地域福祉力の醸成及び介護予防の観点において重要かつ基礎的な場である。デイホーム活動を楽しみにしている高齢者もあり、概ね目的を達成していると考えている。
課題	① デイホームの世話人や参加者の高齢化、感染症防止対策等により、世話人の負担感が増大している。また世話人の後継者が不足している。 ② 新型コロナウイルス感染症の拡大によるまん延防止措置などで集まり場が休止となり、参加者数等が激減した。感染防止策を十分にとった上での再開を呼びかけているが、再開に至っていなかったり、参加者数が戻らないなどの状況がある。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	こどもまつり(実行委員会負担金)
-------	------------------

所管	生活福祉		部	児童福祉		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	03	02	05	1802	
	一般会計	民生費	児童福祉費	子育て支援事業	子育て支援センター事業	
対象者	子育て世帯並びに一般市民			対象者数など	参加者数:6,500名(R1)	
根拠法令等						
HPアドレス						
実施目的	子育てネットワークの推進を図る。 地域ぐるみで世代を超えて、子どもを守り育てる風土作りをめざす。 秋の自然の中であそび体験をおし自然にふれる喜びと子育ての楽しみを見つける。					
事務事業の概要	主催:庄原市こどもまつり実行委員会(約22団体) 開催時期:10月日曜日または、祝日 10:00～14:00 開催場所:国営備北丘陵公園 ふらり 予算:70千円 内容:パネル展示/バザー/あそびのコーナー/緊急車両展示と試乗体験/乗馬体験等					
年度別実績概要	令和元年度	令和元年10月14日(月・祝)10:00～14:00 国営備北丘陵公園 ふらり、約6,500人が来場。 ・22団体と3協賛団体により実施。				
	令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止				
	令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止				

実績指標

(単位:千円)

	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費 (インプット)	負担金	こどもまつり実行委員会負担金	70	0	0
						0
						0
		計		70	0	0
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		70	0	0	70

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 来場者数	人	2,000	6,500	0	0	6,500
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考	イベントの実施により、体を動かす楽しさや体験する喜びを見つけることができ、子育てネットワークの推進を図ることができている。(令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)						

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	こどもまつり(実行委員会負担金)
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 子育て世帯並びに一般市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	旧庄原地域で始まったイベントであるので、支所管内の認知度が低く、参加が少なかったが、実施場所が備北丘陵公園に変わったこともあり、徐々に認知度も上がり、各地域からの参加者や賛同する団体も増えてきている。継続し庄原市全域を取り込んだ事業にしていく。
課題	事務局を市が担当しているが、市も参加団体のひとつとして参加し、事務局は、実行委員会で運営するとより効果が発揮できるイベントだと考えられる。そのためには、事務費等予算化し予算を増額する検討も必要。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	青少年育成庄原市民会議補助事業
-------	-----------------

所管	生活福祉	部	児童福祉	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	03	02	01	1802
	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務事業
対象者	市民			対象者数など	1団体
根拠法令等					
HPアドレス					
実施目的	青少年育成庄原市民会議に補助することにより、当該団体の活動を推進し、次代の庄原市を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。				
事務事業の概要	青少年育成庄原市民会議活動に対する補助金交付。交付した補助金をもとに、当該団体が、各地域にある支部団体(計7団体)の活動助成を行い、支部団体が実施する防犯運動及びあいさつ運動等により、防犯的效果が期待できるほか、備北地区青少年健全育成連絡協議会主催の中学生意見発表大会への協力により、青少年が自らの誇りと責任についての自覚を高めることを助長する。				
年度別実績概要	令和元年度	全体：中学生意見発表大会、各支部(7支部)への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他			
	令和2年度	全体：中学生意見発表大会、各支部(7支部)への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他			
	令和3年度	全体：中学生意見発表大会(R3新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止) 各支部(7支部)への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他			

実績指標

(単位：千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	青少年育成庄原市民会議補助金	529	529	529
						0
						0
計			529	529	529	1,587
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		529	529	529	1,587

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 補助金交付件数	件		1	1	1	3
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 各支部への活動助成	件		7	7	7	21
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	青少年育成庄原市民会議補助事業
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	C			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	--------------

視点	本事業により、青少年健全育成のための防犯運動及びあいさつ運動を展開することによる防犯的效果等を支援することができており、今後も現行どおりとすることについて意見を求める。
課題	補助金の使途のほとんどが、各支部(支所単位に支部あり)活動への助成であり、いずれの支部も自主財源をもたないため、本補助金等により活動をしている状況がある。

事務事業名		庄原地区保護司会補助金				
所管	生活福祉部		部	市民生活課		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	2	1	12	0401市民生活事業	
対象者	庄原地区保護司会			対象者数など	保護司32人	
根拠法令等	保護司法・庄原市再犯防止推進計画					
HPアドレス						
実施目的	庄原地区保護司会の活動を支援し、地域の犯罪予防と青少年の健全育成を図る。					
事務事業の概要	<p>庄原地区保護司会活動に対する補助</p> <p>保護司は、保護司法に基づき、法務大臣が委嘱するボランティアで活動任期2年。社会奉仕の精神をもち、※犯罪をした者の改善及び更正を助け、犯罪の予防のため世論の啓発に努めている。</p> <p>※犯罪や非行を犯した人たちに定期的に面接し、更正を図るための遵守事項を守るよう指導、生活上の助言や就労の手助け等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察処遇 ・社会を明るくする運動等犯罪予防活動 ・地域貢献活動 など 					
年度別実績概要	令和元年度	運営補助金の交付 ◆研修会5回開催 ◆社会を明るくする運動に参画7/3 ◆学校連携事業「防犯教室」7/22 比和小学校37名 ◆社会貢献活動「トイレ掃除」8/20 上野総合公園陸上競技場6名				
	令和2年度	運営補助金の交付 ◆研修会5回開催 ◆社会を明るくする運動(総理大臣メッセージ伝達式)に参画7/16 ◆庄原地区更生保護サポートセンターの開設 4/1				
	令和3年度	運営補助金の交付 ◆研修会4回開催 ◆社会を明るくする運動(総理大臣メッセージ伝達式)に参画7/29 ◆庄原市再犯防止推進計画策定に係る協議				

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	団体補助	152	152	152
						0
						0
計			152	152	152	456
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		152	152	152	456

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	保護司数	人	32	31	30	28	89
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	庄原地区における保護観察等事件数	件		10	15	20	45
	2	庄原地区における再犯者数	人		0	0	0	0
	3							0
備考	庄原地区における保護観察事件や生活環境調整事件の対象者で再犯者(再び罪を犯した者)の数							

事務事業名	庄原地区保護司会補助金
-------	-------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	C			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 庄原地区保護司会				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視	保護司会は、犯罪や非行行為のあった者の支援のみならず、犯罪予防活動に取り組んでおり、社会を明るくする運動の取り組みにも運動の中核として参画している。庄原市再犯防止推進計画では支援基盤強化として活動支援を明記しているほか、保護司法第17条では市町村は地域において行われる保護司、保護司会の活動に対して必要な協力を行うことができると定められており、市として支援を継続し、地域の犯罪予防、再犯防止、青少年健全育成を図っていく必要がある。
課	保護司の活動が市民にとって身近でないため、関心と理解が十分に得られていないことから、広報・啓発活動を推進する必要がある。また、保護司会の活動や保護司会が中核となる社会を明るくする運動には、防犯組合や警察等の関係機関との連携・協力が不可欠であるが、庄原市生活安全条例に基づき設置する「生活安全推進協議会」(危機管理課所管)の構成員と重複する団体も多いことから、関係団体から行政の体制について整理(所管替え)すべきとの指摘もある。

事務事業名	庄原市骨髄ドナー助成金交付事業
-------	-----------------

所管	生活福祉	部	保健医療	課	
実施期間	令和	2	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	01	00176
	一般会計	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健衛生総務事業
対象者	市民			対象者数など	
根拠法令等	庄原市骨髄ドナー助成金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	有給休暇を取得せず、骨髄又は末梢血幹細胞の提供が完了した者に、予算の範囲内で庄原市骨髄ドナー助成金を交付し、休業等による経済的負担の軽減を図ることにより、骨髄等提供の推進に資する。				
事務事業の概要	<p>■助成対象者 助成金の交付を受けることができる者は、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄又は末梢血幹細胞提供あっせん事業による骨髄等の提供者で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 骨髄等の提供が完了した者であって、当該完了日に市内に住所を有しているもの (2) 現に就労している者で、骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日に、有給休暇若しくは骨髄等の提供を行うための特別の休暇を取得していない者又は自営業者等のうち休業等により収入が減少するもの (3) 他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者</p> <p>■助成金の額 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数(有給の休暇を取得した日数を除く。)に2万円を乗じて得た額とし、14万円を限度とする。 (1) 健康診断のための通院 (2) 自己血の採血のための通院 (3) 骨髄等の採取のための入院 (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)</p>				
年度別実績概要	令和元年度				
	令和2年度	助成金の申請無し			
	令和3年度	100千円(1件)※2万円×5日			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	補助金	庄原市骨髄ドナー助成金		0	100	100
						0
						0
		計		0	100	100
財源	国県支出金	広島県骨髄ドナー助成補助金		0	50	50
	地方債					0
	その他					0
	一般財源			0	50	50

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 骨髄提供による休業等による支援	人			0	1	1
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 経済的負担軽減が図られた	人			0	1	1
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名		庄原市骨髄ドナー助成金交付事業			
評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		現行どおり
視点	令和2年度からの新規事業であり、ドナー登録者が、骨髄提供をしやすい環境づくりとして、必要な事業であるとする。令和3年度において1件の申請実績があった。	
課題	対象者の把握が困難ではあるため、対象となる方に対しては確実に情報提供できるよう、関係機関との連携や効果的な周知方法について検討が必要。	

事務事業名	子宮がん・乳がん検診無料クーポン券配布事業
-------	-----------------------

所管	生活福祉	部	保健医療	課	
実施期間	平成 29	年度～		年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	02	2403
	一般会計	衛生費	保健衛生費	生活習慣病対策費	健康診査事業
対象者	20歳・40歳の女性			対象者数など	
根拠法令等	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱(国)				
HPアドレス					
実施目的	子宮がん・乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を配布して受診を勧奨することで、健診受診の動機づけを行い、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげる。				
事務事業の概要	<p>(1)対象者 初めて子宮がん・乳がん検診の受診対象となる年齢に達した女性 (子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳)</p> <p>(2)事業の流れ ①市は、対象者に対してがん検診の費用が無料となるクーポン券を配布する。クーポン券の使用期限は当該年度末まで。 ②対象者はクーポン券を実施機関に提出し、がん検診を受診する。 ③市は、実施機関に対象者の検診自己負担分を支払う。</p> <p>(3)受診勧奨 対象となる未受診者に対し、年3回受診勧奨通知を送付</p>				
年度別実績概要	令和元年度	子宮がん検診クーポン券配布:156件 利用件数:21件 乳がん検診クーポン券配布:156件 利用件数:41件			
	令和2年度	子宮がん検診クーポン券配布:106件 利用件数:9件 乳がん検診クーポン券配布:170件 利用件数:36件			
	令和3年度	子宮がん検診クーポン券配布:142件 利用件数:17件 乳がん検診クーポン券配布:157件 利用件数:41件			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	需用費	印刷製本費等	140	151	117
委託料		検診費、受診勧奨	109	54	64	227
役務費他		郵送料他	211	232	226	669
計		460	437	407	1,304	
財源	国県支出金	がん検診推進事業補助金	99	90	102	291
	地方債					
	その他					
	一般財源		361	347	305	1,013

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	※平均
実績 (アウトプット)	1 子宮がん検診クーポン券利用率	%	9.8	13.5	8.5	12.0	11.0
	2 乳がん検診クーポン券利用率	%	18.3	26.3	21.1	26.1	23.7
	3						
成果 (アウトカム)	1 子宮がん検診受診率	%	15.6	14.5	5.2	集計中	9.9
	2 乳がん検診受診率	%	17.4	17.1	5.1	集計中	11.1
	3						
備考	基準値はH30実績 受診率の対象年齢は子宮がん:20~69歳、乳がん40~69歳						

事務事業名	子宮がん・乳がん検診無料クーポン券配布事業
-------	-----------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	市民意見	評価委員会
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)						
優先度	B					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	B					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	B					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	A					
※受益者: 20歳・40歳の女性						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	A					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	A					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	—					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	本市ではがんで亡くなる人の割合が心疾患と同率で最も高いため、国の指針に基づき、がんによる死亡を下げることを目的にがん検診を実施している。 職場等での受診機会が少ない子宮がん・乳がん検診について、初めて検診の受診対象となる年齢に達した者に無料クーポン券を配布し受診勧奨することで、健診受診の動機づけとなり、がん検診の受診を促進することにつながると思われる。
課題	令和2年度はコロナ禍により受診率が低下し、3年度の実績見込みでもコロナ前の受診率まで回復していない状況である。令和3年度から集団健診実施回数の増加やWEB申込みシステムの導入など受診率向上対策を行っており、今後も受診しやすい環境を整えることが必要である。

事務事業名	庄原市不妊治療費補助金交付事業
-------	-----------------

所管	生活福祉	部	保健医療	課	
実施期間	平成	23	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	04	01	03	2401
	一般会計	衛生費	保健衛生費	母子保健費	母子保健事業
対象者	庄原市に住所を有する不妊治療を行う、県の助成決定を受けた方等				対象者数など
根拠法令等	庄原市特定不妊治療費補助金交付要綱、庄原市不妊検査・一般不妊治療費補助金交付要綱、庄原市不育症治療費補助金交付要綱				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/family/birth/post481.html				

実施目的	不妊に悩む夫婦の経済的負担軽減を図る。
------	---------------------

事務事業の概要	<p>1 事業の経緯:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度:「特定不妊治療費補助金制度」創設 ・R3年度:「不妊検査・一般不妊治療費補助金制度」創設 「不育症治療費補助金制度」創設 ・R4年度:不妊治療費の保険適用化に伴い、「特定不妊治療費補助金制度」改正 <p>2 現行(R4年度現在)の内容:</p> <p>(1)特定不妊治療費補助金【県上乗せ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象:市内に住所を有し、特定不妊治療を行い、県助成事業の決定を受けた方 ② 補助額:県の助成額(上限5万円)を控除し、保険適用外の治療に対し15万円を上限に補助 <p>(2)不妊検査・一般不妊治療費補助金【県上乗せ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象:市内に住所を有し、不妊検査・一般不妊治療を行い、県助成事業の決定を受けた方 ② 補助額:県の助成額(上限5万円)を控除し、5万円を上限に補助 <p>(3)不育症治療費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象:市内に住所を有し、不育症治療を行っている方 ② 補助額:30万円を上限に補助(県の助成対象の場合は助成額を控除、上限10万円) <p>3 周知方法:広報、市ホームページ、関係医療機関への個別周知(チラシ送付等)、県への情報提供</p>
---------	--

年度別実績概要	令和元年度	(1)不妊治療費補助金 :総事業費(実績) 1,876千円 ①申請件数 19 件 (実人員 10人) ②うち妊娠届につながった件数 2 件
	令和2年度	(1)不妊治療費補助金 :総事業費(実績) 1,800千円 ①申請件数 15 件 (実人員 8人) ②うち妊娠届につながった件数 3 件
	令和3年度	(1)特定不妊治療費補助金 :総事業費(実績) 3,405千円 ①申請件数 33 件 (実人員 17人) ②うち妊娠届につながった件数 11 件 (2)不妊検査・一般不妊治療費補助金 ①申請件数 0 件 (3)不育症治療費補助金 ①申請件数 0 件

実績指標 (単位:千円)

項目	内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	補助金	1,876	1,800	3,405	7,081
					0
	計	1,876	1,800	3,405	7,081
財源	国県支出金				
	地方債				0
	その他	1,875	1,800	3,405	7,080
	一般財源	1	0	0	1

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 申請件数	件		19	15	33	67
	2 申請者数(実)	人		10	8	17	35
	3						
成果 (アウトカム)	1 妊娠届につながった件数	件		2	3	11	16
	2						
	3						

備考	申請件数、申請者数(実)の増加に伴い、妊娠届につながった件数も増加している。不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減だけでなく、市の人口減少対策にもつながっている。
----	--

事務事業名	庄原市不妊治療費補助金交付事業
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者:	庄原市に住所を有する不妊治療を行う、県の助成決定を受けた方等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外にも納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	現行どおり
視点	不妊等に悩まれる方に対する支援として、国県の動向や社会情勢に合わせて補助制度を設け、必要に応じて改正を行っている。補助制度については、現在「特定不妊治療」「不妊検査・一般不妊治療」「不育症」に関する制度を設けており、必要な支援施策は実施できている。
課題	今後も、国県の動向や、社会情勢だけでなく、県内市町の制度状況も注視し、市の制度の在り方を検討していく必要がある。また、不妊治療を行う方に必要な情報が届くよう、各種媒体等を活用した周知啓発や、医療機関等への個別周知や情報提供を引き続き行う必要がある。

事務事業名	マイナンバーカードの取得及び活用促進
-------	--------------------

所管	企画振興	部	企画	課	
実施期間	平成	27	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
対象者	市民			対象者数など	全市民
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律				
HPアドレス					
実施目的	マイナンバーカードは行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤ツールであり、政府はより多くの国民への普及活動に取り組んでいる。しかし、庄原市におけるマイナンバーカード交付率は県内でも低水準であり、今後マイナンバーカードを使用した各種オンライン行政手続等の施策を推進するうえで、市として交付率向上への取り組みが必要である。				
事務事業の概要	(1)マイナンバーカード申請及び交付等事務 ・マイナンバーカード申請の目的で来庁した市民を対象とした申請書等作成・受付・交付 ・マイナポイント用端末の設置によるマイナンバーカード利用環境の構築 (2)広告物による周知活動 ・マイナンバー制度に関するポスター、リーフレットを本庁及び各支所へ設置 ・マイナンバー制度に関する広報動画を本庁市民ホールにて放送 (3)出前トークの実施 市民を対象としたマイナンバー制度の説明				
年度別実績概要	令和元年度	・マイナンバーカード申請及び交付等事務 ・広告物による周知活動			
	令和2年度	・マイナンバーカード申請及び交付等事務 ・広告物による周知活動 ・出前トークの実施			
	令和3年度	・マイナンバーカード申請及び交付等事務 ・広告物による周知活動 ・出前トークの実施			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	事業費	マイナンバーカード作成等の補助業務	0	0	0
事務費		広告物による周知活動	0	0	0	0
		計	0	0	0	0
財源		国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	0	0	0	0

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	成果 (アウトカム)	1	マイナンバーカード取得件数	件	4,038	3,658	4,947
2		出前トークの開催	件	0	1	2	3
3							0
備考	1	マイナンバーカード交付率	%	11.4	22.1	37.0	-
	2						0
	3						0

事務事業名	マイナンバーカードの取得及び活用促進
-------	--------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	C			
※受益者: 市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	—			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視点	マイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであるため、政府は令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指している。近年は、商業施設等での出張申請受付の実施やマイナポイントの上乗せ補助(自治体ポイント)を活用する事例も報告されるなど、自治体による主体的な取得促進事例が多く報告されている。一方、本市のマイナンバーカード交付率は37.0%(令和4年3月末時点)と県内でも低水準でありながら取得促進に寄与する事業がないため、今後は主体的な取り組みを推進していく必要がある。
課題	マイナンバーカードの取得率が伸びない要因として、「取得する必要性を感じない」「活用の場がない」との意見が大半である。これはマイナンバー制度が正しく認識されていないこと、マイナンバーカードを活用した行政サービスが庄原市では未導入であることが要因であると考えられ、今後市の施策としてマイナンバーカードを使用した行政手続き、広報活動の拡充が必須である。 また、当市は人口構成上、オンライン申請などデジタル技術を積極的に活用出来ない年齢層が多いことも要因であり、市としてデジタルデバイドの解消及びオンライン環境の推進・デジタル人材の育成等、マイナンバーカードの取得促進と併せてデジタル化に向けた土壌を作る施策を実施していく必要がある。

事務事業名	比婆いざなみ街道振興協議会負担金
-------	------------------

所管	企画振興	部	いちばんづくり	課	
実施期間	令和	2	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	02	0409
	一般会計	総務費	総務管理費	企画費	比婆いざなみ街道物語推進事業
対象者	市民			対象者数など	不特定
根拠法令等	比婆いざなみ街道物語【庄原市北部資源活用計画】				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/2017/02/izanamikeikaku2902_1.pdf				
実施目的	比婆いざなみ街道沿線の様々な資源をつなぎ、地域住民や事業者間の連携を推進することにより、活用計画に掲げる地域資源の認知度向上と交流・定住の促進、地域活性化への展開を図る。				
事務事業の概要	<p>本市に住所を有する団体等が実施する、地域資源を生かした観光振興やにぎわい創出、交流・定住促進に資する事業に対して補助金を交付し、取り組みを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■予算額 900千円(年2件程度を想定) ■事業年度: 令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年間) ■補助要件: 次の要件を満たす事業を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 事業要件: 本市に住所を有する者をもって組織する団体又は主たる事務所を置く団体等が、沿線地域の資源を生かし、観光振興やにぎわい創出、交流・定住促進を図ると共に、比婆いざなみ街道の知名度を向上させる事業 イ) 成果要件: 事業計画により目標年次における成果指標を設定 ■対象経費: 補助対象経費は、事業実施に必要となる経費で別途指定するものを除く経費 ■補助率等: 補助率は対象経費の4/5以内、上限500千円 				
年度別実績概要	令和元年度				
	令和2年度	補助実績件数 1件 189,000円 (下高自治振興区「高野りんご塾」の開催 189千円)			
	令和3年度	補助実績件数 2件 828,000円 (県立広島大学「いざなみかりい」の開発 320千円／東城町商工会「牛乳酒」の開発 508千円)			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	負担金	比婆いざなみ街道振興協議会負担金		1,500	1,500
						0
						0
計			0	1,500	1,500	3,000
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	1,500	1,500	3,000

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	補助金交付件数	件			1	2	3
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	イベント参加者	人			31	0	31
	2	開発商品販売数	件			0	310	310
	3							0
備考	開発商品販売数内訳(カレー110件、牛乳酒200件)							

事務事業名	比婆いざなみ街道振興協議会負担金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	団体や沿線地域のアイデアや提案を元に、商品開発やイベント等を実施し、地域資源の掘り起こしをさらに進めるとともに、更なる比婆いざなみ街道の知名度向上、観光誘客、活性化につながる取り組みを行う必要がある。
課題	情報発信力の弱さ、地域住民の関心の低さ

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	地域づくり実践研修事業
-------	-------------

所管	企画振興	部	自治定住	課	
実施期間	平成	27	年度～	年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	07	0405
	一般会計	総務費	総務管理費	自治振興費	協働のまちづくり推進事業
対象者	地域づくり実践者等			対象者数など 特になし	
根拠法令等	—				
HPアドレス					
実施目的	先進事例に学ぶための実践研修会の開催により、地域づくりを担うための人材育成に加え、まちづくり団体相互の情報共有を図るとともに地域資源を活用した主体的なまちづくりにつなげていくことを目的とする。				
事務事業の概要	<p>本事業は、平成28年度より庄原市社会福祉協議会に業務を委託(庄原市主催)し、地域づくりのリーダー育成をめざし年3回の研修会を基本とし取り組みを進めている。</p> <p>また、市民活動報告会を開催し、自治振興区やまちづくり活動団体による事例報告による情報共有を図っている。</p> <p>■業務内容</p> <p>(1) 地域リーダー育成研修事業(テーマごとに講師を招いての研修会の開催)</p> <p>(2) 地域づくり実践者研修会(実践研修者によるシンポジウムの開催)</p> <p>(3) パートナーシップミーティング事業(同じ課題をもつ団体・個人が集まり気軽に話し合う場の設定)</p> <p>(4) 市民活動報告会(前年度に補助制度を活用した団体による事例発表)</p>				
	年度別実績概要	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 講演「これからの地域づくりと自治組織のあり方」・意見交換 参加者145人 ■第2回 先進地事例報告「高知県の中山間地域振興策に学ぶ」 参加者128人 ■第3回 講演「地域の人口はどうか? 地域の人口診断」・意見交換 参加者110人 ■第4回 市民活動報告会 参加者 60人 <p style="text-align: right;">計443人</p>		
	令和2年度	新型コロナウイルス感染症により事業中止			
	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回 講演会「住民自治でつくる地域のニーズを実現するまちづくり」 ユーチューブ配信 視聴者152人 ■第2回 先進事例報告・座談会 ユーチューブ配信 視聴者111人 ■第3回 中止 ■第4回 市民活動報告会 <p style="text-align: right;">参加者 50人</p>			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	事業費	委託料	1,274	0	1,085	2,359
		計	1,274	0	1,085	2,359
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
その他					0	
	一般財源	1,274	0	1,085	2,359	

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 研修会開催回数	日		4	0	3	7
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 研修会参加者数	人		443	0	313	756
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	地域づくり実践研修事業
-------	-------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者:	地域づくり実践者等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

拡充	
視点	地域づくり実践研修事業は、まちづくり団体や自治振興区等を中心に研修を行うことで、まちづくりや地域づくりのリーダー育成を目的として取り組みを進めてきたが、その成果が現れにくく、新たな視点での事業推進が必要となっており、今後の事業の在り方についての意見を求める。
課題	これまでの取り組みにより、各地域での実践など一定の成果はあるものの、成果について評価がしにくい事業であることから今後の在り方について検討を行う必要がある。 また、研修にとどまらず、学んだことをいかに実践に繋げていくかが課題である。

事務事業名		まちづくり感謝状				
所管	企画振興	部	自治定住	課		
実施期間	平成	27	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）		
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	02	01	07	0407	
	一般会計	総務費	総務管理費	自治振興費	協働のまちづくり推進事業	
対象者	市民			対象者数など		
根拠法令等	庄原市まちづくり感謝状贈呈事業実施要綱					
HPアドレス						
実施目的	市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動及び事業を推進するため、まちづくりを実施する市民に対し敬意を表して感謝状を贈呈することを目的とする。					
事務事業の概要	<p>毎年、概ね5年以上継続してまちづくりを実施している市民に対し、感謝状を贈呈する。他の表彰の対象とならないものを表彰する制度のため、庄原市表彰条例の該当とならないものが対象。</p> <p>■事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月 広報紙で候補者の募集(8月末〆切) ・申請受付 ・審査会 ・表彰 					
年度別実績概要	令和元年度	推薦書 0通 表彰者 0名				
	令和2年度	推薦書 0通 表彰者 0名				
	令和3年度	推薦書 0通 表彰者 0名				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	役務費	まちづくり感謝状 通知	0	0	0
						0
						0
計			0	0	0	0
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	0	0	0

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1						0
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	まちづくり感謝状
-------	----------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	C			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	C			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: 市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	C			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	C			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	終了
-------	----

視点	当事業は、市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動及び事業を推進するため、まちづくりを実践する市民に敬意を表して感謝状を贈呈することを目的としてきたが、対象となる活動そのものが申請されておらず、平成29年度から表彰者は0である。こうした状況を踏まえ、今後のまちづくり感謝状の在り方について意見を求める。
課題	相談があっても調査結果により対象とならなかったケースもあるが、全体的に市民の関心や認知度が低く、申請がほとんどない状況である。こうした状況を踏まえ、市が取り組む事業として、廃止を含めた今後の方針について検討する必要がある。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名 空き家の家財道具等処分支援事業

所管	企画振興	部	自治定住	課	
実施期間	令和	3	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01 一般会計	02 総務費	01 総務管理費	07 自治振興費	0405 定住促進事業
対象者	空き家の所有者又はその相続人			対象者数など 不特定多数	
根拠法令等	庄原市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱				
HPアドレス	http://www.hiroshima.jp/main/life/settlement/cat02/post_1422.html				
実施目的	空き家バンクへの登録のため空き家内の家財道具等の処分を行った者に対し、予算の範囲内で庄原市空き家家財道具等処分支援補助金を交付し、空き家の利活用の促進を図る。				
事務事業の概要	<p>空き家バンクでの空き家活用を促進するにあたり、「空き家の家財道具処分」が課題となっていることが多く、空き家バンクへの登録のため空き家内の家財道具等の処分を行った者に対し予算の範囲内で庄原市空き家家財道具等処分支援補助金を交付する。</p> <p>■補助対象経費 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に事業所を置く個人の事業主に依頼して実施した空き家の家財道具等の処分に要する経費</p> <p>■補助金の額等 ①補助対象経費の10分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。 ②補助金の交付は、同一の空き家につき、1回限りとする。</p>				
年度別実績概要	令和元年度				
	令和2年度				
	令和3年度	空き家内の家財道具等の処分を行った者に補助金を交付し、空き家バンクへの物件登録及び活用を促進した。 ■交付件数 7件			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	空き家家財等処分支援補助金	-	-	700
						0
						0
計			0	0	700	700
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	0	700	700

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績	1 交付件数	件		-	-	7
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 空き家バンク登録件数	件		-	-	6	6
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名		空き家の家財道具等処分支援事業			
評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者: 空き家の所有者又はその相続人					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	拡充
視点	補助金を活用して家財道具等を処分した空き家については、空き家バンク内外の成約率が高く、一定程度の空き家の利活用の促進を図ることができている。
課題	補助対象経費が100千円以上であれば補助金額を100千円の補助金上限額としているが、家財道具等の処分については多額の経費がかかる傾向にある。また、空き家バンクへ登録しても成約するかどうか確約されていないため、100千円で家財道具等を処分し、空き家バンクへ登録する動機づけにはなりにくいため、成約した空き家を対象とするなど補助限度額を含め検討する必要がある。

事務事業名	地域農業集団連絡協議会育成事業補助金
-------	--------------------

所管	企画振興	部	農業振興	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	03	3401
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	農業振興事業
対象者	地域農業集団			対象者数など	92農業集団
根拠法令等	庄原市農業振興団体育成補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	農業経営においては、法人化等により大規模経営を行うことで経営基盤の強化を図っているところであるが、法人化が図れない地域も多い。しかし、各地域の農業集団は、法人化を進める核となるものであり、これの支援により、今後、地域の農業経営の改善に果たす役割は重要である。このことから、関係機関との密接な連携のもとに、集団相互の情報交換・研鑽・親睦を図り、経営基盤の強化を図る。				
事務事業の概要	集団に関する調査、研究・集団相互の連絡提携ならびに情報の交換・関係機関に対する要望及び連絡地域農業集団連絡協議会育成事業補助金 庄原 2,700円×集団数(26集団) 東城 2,700円×集団数(11集団) 高野 2,700円×集団数(8集団) 比和 2,700円×集団数(28集団) } 令和3年度（73集団）				
年度別実績概要	令和元年度	4件 208千円 (庄原、東城、高野、比和)			
	令和2年度	3件 168千円 (庄原、高野、比和)			
	令和3年度	2件 49千円 (高野、比和)			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	208	168	49	425
		研修会等に要する経費				0
						0
		計	208	168	49	425
財源	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	208	168	49	425

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 地域農業集団連絡協議会	地域		4	3	2	9
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 経営基盤の強化	地域		4	3	2	9
	2						0
	3						0
備考	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会の未開催など十分な取組が実施できず、活用のなかった団体もあったが、今後も知識の習得と団体間における連携強化に向けた取り組みが必要。						

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	地域農業集団連絡協議会育成事業補助金
-------	--------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 地域農業集団				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	営農集団の経営安定とさらなる経営発展、また、営農集団の推進及び集団間連携の取り組みを進め、地域育成団体を支援することで、本市の農業振興を図るために必要な事業であることから、現行どおりとすることに意見を伺う。
課題	平成31年度から、運営補助金の一般団体補助金については、10%を基本とした減額をする取り扱いとなり、協議会の事業運営の縮小が懸念される。

事務事業名	集落法人連絡協議会補助金
-------	--------------

所管	企画振興 部 農業振興 課				
実施期間	平成	17	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	03	3401
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	農業振興事業
対象者	集落営農法人			対象者数など	31法人
根拠法令等	庄原市農業振興団体育成補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	集落営農法人が連携し、持続的・多面的、かつ立地に即した庄原型の集落法人運営を確立するための調査研究及び多様な法人形態の模索研究並びに地域内の集落法人化に対する支援を通じ、多様な担い手の相互理解・協働、そして地域農業・集落の発展に寄与することを目的とする。				
事務事業の概要	・会員の連携強化に関する事業 ・生産、財務、労務、販売等管理技術の研修 ・多面的機能、集落維持発展に関する研修・会員相互の事業提携に関する研究 ・集落法人化志向地区に対する助言 ・行政等に対する施策提言 集落法人連絡協議会補助金 72,000円(令和4年度) (要綱名: 法人連絡協議会育成事業)				
年度別実績概要	令和元年度	1件 72千円			
	令和2年度	活動なし			
	令和3年度	活動なし			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	研修会等に要する経費	72	0	0
						0
						0
計			72	0	0	72
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		72	0	0	72

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 庄原地域集落法人連絡協議会	団体		1	0	0	1
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 多様な担い手の協働	団体		1	0	0	1
	2						0
	3						0
備考	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地の視察研修会等が実施できず、本補助金の活用はなかったが、今後も知識の習得と会員相互の連携強化に向けた取り組みが必要。						

事務事業名	集落法人連絡協議会補助金
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 集落営農法人				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	法人の経営安定とさらなる経営発展、また、集落法人化の推進及び法人間連携の取り組みを進め、将来へ向けての担い手確保を行い、育成団体を支援することで、本市の農業振興を図るために必要な事業であることから、現行どおりとすることに意見を伺う。
課題	平成31年度から、運営補助金の一般団体補助金については、10%を基本とした減額をする取り扱いとなり、協議会の事業運営の縮小が懸念される。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	農業振興補助金(農業法人育成事業)
-------	-------------------

所管	企画振興 部 農業振興 課				
実施期間	平成	17	年度～		年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	03	3410
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	農業生産法人育成事業
対象者	農業法人			対象者数など	69経営体
根拠法令等	庄原市農業振興補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	農業法人の農業経営改善計画の達成により経営の安定を図るため、生産又は加工に必要な機械器具・施設整備に要する経費を補助する。				
事務事業の概要	<p>市内に住所を有する農業法人が農業経営改善計画に基づき、生産又は加工に必要な機械施設の導入に要する経費について補助する。</p> <p>【補助率及び補助金額】 補助対象事業費の1/4以内 補助対象経費の上限は850万円、下限は50万円 令和4年度 12,000千円</p>				
年度別実績概要	令和元年度	12件 11,124千円			
	令和2年度	10件 10,102千円			
	令和3年度	8件 10,618千円			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	生産又は加工に必要な機械施設整備	11,124	10,102	10,618
						0
						0
計			11,124	10,102	10,618	31,844
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		11,124	10,102	10,618	31,844

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 交付件数	件		12	10	8	30
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 農業経営改善計画の達成	件		12	10	8	30
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	農業振興補助金(農業法人育成事業)
-------	-------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 農業法人				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	農業経営改善計画の達成のための機械施設等の導入にかかる補助について、国等の補助事業で対応できないものを、単市事業で支援することにより、農業法人の育成と経営の安定化を図るために必要な施策であり、現行どおりとすることに意見を伺う。
課題	毎年度、補助金活用の要望が多く、予算の範囲内において設立後間もない法人を優先して交付しており、活用できない法人がある。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	がんばる農業支援事業補助金
-------	---------------

所管	企画振興	部	農業振興	課		
実施期間	平成	20	年度～	令和	6	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	06	01	03	3411	
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	がんばる農業	
対象者	市内在住の一般農業者または認定農業者			対象者数など 認定農業者(個人)		
根拠法令等	庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	市内で農業経営を行う農業者等に対し農業所得の向上を実現するための機械施設等の整備を支援することにより、本市の農業振興を図る。					
事務事業の概要	<p>農業者等が、農産物の販売によって農業収入を増加させるために必要な機械器具及び施設の整備に必要な経費を下記の補助率により補助する。</p> <p>【補助率及び補助金額】</p> <p>一般型 対象経費の4分の1以内で、225千円を上限とする。</p> <p>認定農業者型 対象経費の5分の2以内(農業経営改善計画に計上がない場合4分の1以内)で400千円を上限(下限額50千円)とする。</p>					
年度別実績概要	令和元年度	一般型	13件	1,843千円		
		認定農業者型	37件	11,906千円		
	令和2年度	一般型	11件	998千円		
	認定農業者型	24件	8,762千円			
令和3年度	一般型	13件	1,096千円			
	認定農業者型	32件	9,335千円			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	機械施設等の整備に要する経費	13,749	9,760	10,431
						0
						0
計			13,749	9,760	10,431	33,940
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		13,749	9,760	10,431	33,940

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 一般型 交付件数	件		13	11	13	37
	2 認定農業者型 交付件数	件		37	24	32	93
	3						0
成果 (アウトカム)	1 農業経営改善計画の達成	件		37	24	32	93
	2						0
	3						0
備考	事業実施から5年間、販売実績の報告を求めている。 販売計画目標は達成している。						

事務事業名	がんばる農業支援事業補助金
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市内在住の一般農業者または認定農業者				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
-------	-----------

視点	<p>約7割が小規模や兼業による経営体で、この中で専業、第1種兼業農家で、販売額の増加と、農業経営の継続について成果を挙げている。</p> <p>また、認定農業者についても、農業経営改善計画の達成に向けた支援策として重要な施策である。</p> <p>しかし、地域によっては担い手等がおらず、第2種兼業農家が農地保全のための作付けが行われているところもあり、販売額の増加のみならず、農地保全のための営農についても対象とすべきと考えるが意見を伺う。</p>
課題	<p>産直市等の直売所へ出荷するための農産物の生産を目指した支援をしているが、高齢化等により出荷農家の減少が進んでいる。</p> <p>今後も、効率的な栽培及び出荷のための機械施設整備を支援する一方で、生産品目ごとの指導も充実しながら出荷量の確保に繋げていく必要がある。</p>

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	繁殖用和牛造成推進事業補助金
-------	----------------

所管	企画振興 部 農業振興 課				
実施期間	平成 17 年度～	令和 6 年度	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）		
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01 一般会計	06 農林水産業費	01 農業費	04 畜産振興費	3402 和牛振興対策事業
対象者	和牛農家			対象者数など 約220戸	
根拠法令等	庄原市畜産振興補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	繁殖和牛の増頭を支援することにより、和牛産地としての繁殖基盤の強化・拡大を図る。				
事務事業の概要	補助対象経費 和牛を飼養する農業者等が基礎牛の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は自家保留に要する経費				
	補助金額 1 基本額 1頭当たり5万円 2 導入加算 1頭当たり2万円以内 3 増頭加算 1頭当たり5万円以内 4 法人加算 1頭当たり10万円以内。ただし、法人加算は、6頭以上を飼養している法人が増頭する場合のみを対象とし、通算補助対象頭数の上限を30頭とする。				
年度別実績概要	令和元年度	更新 89頭、拡大 29頭 うち法人 2頭			
	令和2年度	更新 89頭、拡大 29頭 うち法人 2頭			
	令和3年度	更新 115頭、拡大 43頭 うち法人 4頭			

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	増頭補助	7,930	10,390	10,990
						0
						0
計			7,930	10,390	10,990	29,310
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		7,930	10,390	10,990	29,310

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 繁殖和牛頭数	頭		1,357	1,387	1,367	4,111
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 繁殖和牛増頭頭数	頭		26	30	-20	36
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	繁殖用和牛造成推進事業補助金
-------	----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 和牛農家				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	和牛農家の減少により、繁殖和牛の頭数も減少しており、経営維持と規模拡大による増頭が必要である。 繁殖牛の導入は和牛価格の上昇とともに繁殖牛の購入価格も上昇しており、農家負担の軽減を図ることは必要な施策であり、原稿どおりとすることに、意見を伺う。
課題	農業振興計画では繁殖和牛の頭数を1,800頭としており、目標頭数に達するのは難しい状況にある。 また、増頭に関しては牛舎や堆肥舎の増築が必要となるため、他事業での支援を併用しながら進めるが、経費や土地の問題等もあり、難しい課題もある。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	原木しいたけ品評会開催事業補助金
-------	------------------

所管	企画振興	部	林業振興	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	06	03	02	3801
	一般会計	農林水産業費	林業費	林業振興費	林業費 林業振興事業
対象者	広島県庄原市原木しいたけ生産協議会			対象者数など	交付者数:1団体(R03)
根拠法令等	庄原市林業振興補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	庄原市原木しいたけ生産協議会が主催する品評会開催経費へ補助金を交付し、優良品種及び生産技術等の共有化を行い、本市の農林業の振興及び農林家経営の安定向上を図る。				
事務事業の概要	<p>しいたけ生産における優良品種、生産技術の向上を目的とした「広島県庄原市原木乾・生しいたけ品評会」の開催経費に対し、定額の補助金を交付する。</p> <p>対象者:庄原市原木しいたけ生産協議会 対象経費:広島県原木幹・生しいたけ品評会開催に係る経費 補助金額:千円(実績)</p>				
年度別実績概要	令和元年度	ホダ木づくりコンクール(乾しいたけの部、生しいたけの部)、生しいたけ品評会 (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、庄原農業協同組合長賞、生産協議会長賞を決定・表彰)			
	令和2年度	ホダ木づくりコンクール(乾しいたけの部、生しいたけの部) (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、庄原農業協同組合長賞、生産協議会長賞を決定・表彰)			
	令和3年度	ホダ木づくりコンクール(乾しいたけの部、生しいたけの部)、生しいたけ品評会 (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、庄原農業協同組合長賞、生産協議会長賞を決定・表彰)			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	生産協議会へ補助金交付	86	46	74
						0
						0
計			86	46	74	206
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		86	46	74	206

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績	1 品評会開催回数	回		1	1	1
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 しいたけ生産量(乾燥)	kg		2,830	2,697	2,626	8,153
	2 しいたけ生産量(生)	kg		13,388	12,082	9,155	34,625
	3						0
備考							

事務事業名	原木しいたけ品評会開催事業補助金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	市民意見	評価委員会
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)						
優先度	B					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	C					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	B					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	A					
※受益者: 広島県庄原市原木しいたけ生産協議会						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	B					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	B					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	B					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	市内の森林資源(ほだ木)を活用した原木栽培のしいたけ生産について、協議会員である生産者自らの技術的・優良品生産意欲を高めるために必要な事業であるため、継続が適当であると考えます。
課題	生産者の高齢化等による生産戸数も減少傾向であるため、技術的、作業的な効率向上に向けた支援も必要である。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	再造林支援事業
-------	---------

所管	企画振興	部	林業振興	課	
実施期間	平成	25	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	06	03	02	3801
	一般会計	農林水産業費	林業費	林業振興費	林業費 林業振興事業
対象者	森林組合、森林所有者			対象者数など	交付者数:3森林組合(R03)
根拠法令等	庄原市林業振興補助金交付要綱				
HPアドレス					
実施目的	循環型の林業経営と森林の持つ多様な機能発揮を目的とし、針葉樹等の再造林に対し補助を行い林業の振興を図る。				
事務事業の概要	対象者:森林組合、森林所有者 対象事業:広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱【補助事業等種目:造林事業】の規定に基づく再造林事業 補助金額:広島県の補助金額の1/2 補助金額(例) ヒノキ3,000本/haを植栽する場合 事業費(標準単価):1,216,000円/ha 補助金(国費) : 620,140円/ha 補助金(県費) : 206,710円/ha 補助金(市費) : 103,000円/ha(県費の1/2)				
年度別実績概要	令和元年度	再造林面積12.23ha 交付額1,120千円			
	令和2年度	再造林面積28.47ha 交付額2,795千円			
	令和3年度	再造林面積11.12ha 交付額968千円			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	森林組合へ補助金交付	1,120	2,795	968
						0
						0
計			1,120	2,795	968	4,883
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		1,120	2,795	968	4,883

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績	1 交付件数(森林組合)	回		5	4	4
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 再造林面積	ha		12	28	11	51
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	再造林支援事業
-------	---------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 森林組合、森林所有者				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視点	植栽から伐採までの森林施業は長期間を要するため、単年での評価は困難であるが、今後も森林資源を活用しながら将来に渡り儲かる循環型林業を推進するために拡充する必要がある。
課題	市内の人工林(スギ・ヒノキ)の多くが既に主伐時期を迎えるなか、伐採後の再造林が減少することにより、40年から50年先の人工林資源が不足し、ひいては生物多様性や水土保全などの森林の持つ機能の低下が危惧される。そのためには、森林施業の集約化や低コスト化による森林整備を進める必要がある。

事務事業名		庄原市創業サポート補助金				
所管	企画振興		部		商工観光	課
実施期間	平成	29	年度～	令和	4	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	07	01	02	4201	
	一般会計	商工費	商工費	商工振興費	商工振興事業	
対象者	市内中小企業者（創業するものを含む）				対象者数など	
根拠法令等	庄原市創業サポート補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	市内で創業又は第二創業する中小企業者等に対し、予算の範囲内で庄原市創業サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市内での創業を拡大させ、市内経済の活性化を図る。					
事務事業の概要	<p>1. 補助対象者 補助金の交付を受けることができる者は、市内で創業又は第二創業するために補助対象事業を行う中小企業者等</p> <p>(1) 創業 新しく事業を始めること。※特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行された市内に住所を有する者。</p> <p>(2) 第二創業 既に事業を営んでいる事業者及びその後継者等が、業態転換又は既に営んでいる事業と異なる事業を始めること。</p> <p>2. 補助対象事業</p> <p>(1) 店舗等設置費補助事業（店舗等の取得、新設又は改装に係る費用を補助）</p> <p>(2) 店舗等借上料補助事業（店舗の借上料を2年間に限度に補助）</p> <p>(3) 市場調査費補助事業（国の補助金等を受けるための事業計画に係る市場調査費を補助）</p> <p>3. 補助金の額（※補助金の交付は、同一の補助対象事業につき、1回限り）</p> <p>(1) 店舗等設置費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、店舗等の改装のみの場合は100万円を、店舗等を取得又は新設する場合は200万円をそれぞれ限度とする。</p> <p>(2) 店舗等借上料補助事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、月額4万円を限度とする。</p> <p>(3) 市場調査費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、50万円を限度とする。</p> <p>4. 審査会 補助金交付の適正及び公正を期すため、補助金審査会を設置し、審査する。</p>					
	年度別実績概要	令和元年度	交付決定者5（業種内訳：卸売業1、飲食業2、小売業1、美容業1） （補助内容内訳：店舗等設置費補助5件・3,700千円 店舗等借上料補助1件・480千円）			
	令和2年度	交付決定者2（業種内訳：小売業1、宿泊業1） （補助内容内訳：店舗等設置費補助2件・2,500千円 店舗等借上料補助1件・960千円）				
	令和3年度	交付決定者3（業種内訳：教育・学習支援業1、飲食業1、生活関連サービス・娯楽業1） （補助内容内訳：店舗等設置費補助3件・3,000千円 店舗等借上料補助1件・132千円）				

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	補助金の支出	3,527	2,710	3,750
						0
						0
計			3,527	2,710	3,750	9,987
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		3,527	2,710	3,750	9,987

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績 (アウトプット)	1 補助金活用件数	件		6	3	4
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 創業者の人数(第2創業含む)	人		5	2	3	10
	2						0
	3						0
備考	設置費と借上料の2事業の交付決定を受けた者あり。 借上料は2年間に限度に、事業開始から12月経過後及び事業完了後に交付するため、支出は交付決定年度と異なる。						

事務事業名	庄原市創業サポート補助金
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者：市内中小企業者(創業するものを含む)				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視点	市内での創業は、地域経済の活性化や雇用の創出につながり、経済効果が高い。 令和4年度末で補助金交付要綱が失効する。コロナ禍で経済情勢は厳しいが、都市部から移転しての創業や、現行業種からの転換等を検討する者もあり、創業に対する支援は継続して実施すべきと考える。 補助対象とする創業の業種が限られていることで、対象外となる相談事例もあり、対象業種の拡充も含めた検討が必要である。
課題	この創業サポート補助金は、審査会を経て交付決定を行うため、事業着手が10月となり事業実施期間が短くなる。 旧市町の中心となる区域での創業に対しては、別に定める「庄原市まちなか活性化補助金」によって支援を実施しており、創業に対する支援でありながら、店舗の設置場所によって、審査会の有無や、補助額、補助対象事業の内容等が異なっており、市の創業に対する支援策の調整が必要である。 創業後の経営指導体制の構築や、創業者同士の交流の場の創出など、継続した支援も重要である。 また、本市の創業は飲食や理美容などが多い傾向にあるが、創業する業種を制限せず、チャレンジする者を広く支援し、創業者を増やしていかなければならない。

事務事業名	庄原市まちなか活性化補助金
-------	---------------

所管	企画振興	部	商工観光	課
実施期間	平成 17	年度～	令和 4	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目
	01	07	01	02
	一般会計	商工費	商工費	商工振興費
事業	4201 商工振興事業			
対象者	まちなかの空き店舗等を活用して、活性化事業を実施するもの			対象者数など
根拠法令等	庄原市まちなか活性化補助金交付要綱			
HPアドレス				
実施目的	まちなかの空き店舗等を活用して、活性化事業を実施するものに予算の範囲内で補助金を交付し、まちなかの活性化及びにぎわいを再生することを目的とする。			
事務事業の概要	<p>1. 補助対象者 まちなかの空き店舗等を活用して、活性化事業を実施するもの 「まちなか」とは、旧市町の中心となる区域で公共施設、商店、住宅等が集積し、空き店舗等の有効活用が見込める区域。</p> <p>2. 補助対象事業 空き店舗若しくは空き家を活用した事業又は商店街イベント若しくは店舗の改装事業 (1) 空き店舗等活用創業支援事業(借上料/店舗の改装費) (2) まちなかイベント事業(補助対象者が実施するイベントに係る経費) (3) 店舗改装支援事業(店舗の改装費)</p> <p>3. 補助金の額 (1) 空き店舗等活用創業支援事業: 借上料 借上料の5分の2以内で限度額は月額3万4千円 店舗の改装費 改装費の4分の1以内で、限度額は42万5千円 (2) まちなかイベント事業: 補助対象経費の5分の2以内で、限度額は34万円 ※各年度1回限り、3回を限度 (3) 店舗改装支援事業: 店舗の改装費の4分の1以内で、限度額は42万5千円</p> <p>4. 補助対象業種 (1) 空き店舗等活用創業支援事業 ⇒ 創業する業種に制限あり</p>			
年度別実績概要	令和元年度	交付決定19件 (1) 空き店舗等活用創業支援事業(借上料:5/店舗の改装費:4) 飲食業9 (2) まちなかイベント事業:6 (3) 店舗改装支援事業:4		
	令和2年度	交付決定11件 (1) 空き店舗等活用創業支援事業(借上料:2/店舗の改装費:4) 小売業2、飲食業1、学習支援1 (2) まちなかイベント事業:1 (3) 店舗改装支援事業:6		
	令和3年度	交付決定12件 (1) 空き店舗等活用創業支援事業(借上料:3/店舗の改装費:1) 小売業3 (2) まちなかイベント事業:なし (3) 店舗改装支援事業:9		

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	補助金の支出	4,786	5,381	3,658
						0
						0
計			4,786	5,381	3,658	13,825
財源	国庫支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		4,786	5,381	3,658	13,825

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	補助金活用件数	件		19	11	12	42
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	創業者の人数(空き店舗等活用創業支援事業活用)	人		4	4	2	10
	2							0
	3							0
備考	空き店舗等活用創業支援事業において、借上料、店舗の改装費両方の交付決定を受けている創業者あり。借上料は2年以内を対象とし、補助金の交付は、1回目は12月分の借上料完納後とし、2回目以降は6月分の借上料完納ごととなり、支出は交付決定年度と異なる。							

事務事業名	庄原市まちなか活性化補助金
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	B			
※受益者: まちなかの空き店舗等を活用して、活性化事業を実施するもの				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視	<p>まちなかの空き店舗を活用した創業及びまちなかの既存店舗を改装しての事業継続は、まちなかの活性化、にぎわいの再生につながる。</p> <p>地域活性化の視点では、現行の「まちなか」のみを補助対象地域とすることについて整理が必要である。</p> <p>令和4年度末で補助金交付要綱が失効するが、コロナ禍や物価・エネルギー高騰等で経済情勢が厳しい中でも、創業や事業継続のための改装を検討する事業者もあり、同様の支援策は継続して実施すべきと考える。</p>
課	<p>まちなか以外での創業に対しては、「創業サポート補助金」において支援しているが、交付決定までの過程、補助額、補助対象事業の内容で均衡がとれていないため、市の創業に対する支援策を一本化することも検討が必要である。</p> <p>現行の補助金交付要綱では、まちなかを対象区域とした創業、イベント実施、既存店舗の改装の3事業を対象事業としているが、イベントに関しては、まちなか以外で実施しようとする者への支援制度がない。</p> <p>また、補助対象とする創業の業種が限られていることで、対象外となる相談者もあり、対象とする業種の拡充も含めた検討が必要である。他の分野での創業にチャレンジする者を支援し、創業者を増やしていくことにつなげなければならない。</p>

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市カープ応援隊実行委員会事業
-------	------------------

所管	企画振興	部	商工観光	課	
実施期間	平成	17	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	07	01	03	4201
	一般会計	商工費	商工費	観光交流費	観光交流事業
対象者	庄原市カープ応援隊実行委員会			対象者数など	交付者数：1団体
根拠法令等	特になし				
HPアドレス	http://shobara-info.com/carp/				
実施目的	平成17年に合併した新生庄原市において、行政、各種団体、企業、市民等が一体となった「カープ」の応援を通じて、広く庄原市をPRし、球団及び市外の地域との交流を重ね、観光PR・地域特産品の販売促進等を行うことにより、本市への誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることで、地域活性化に寄与する。				
事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○カープ観戦ツアー <ul style="list-style-type: none"> ・外野年間指定席40席を購入し、カープ観戦バスツアー(カープ応援隊)を実施。 ・宮崎県日南市、山口県由宇町、庄原市の3地区合同特産品販売 ・庄原デーで特産品販売、子どもミュージカルの出演、丘陵公園のPR等 ○カープ選手ふれあいイベント <ul style="list-style-type: none"> ・ジョイフル、丘陵公園でカープ選手のトークショー、撮影会等 ○日南キャンプ訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市の特産品を持ってPR 				
年度別実績概要	令和元年度	参加人員：2,787人			
	令和2年度	参加人員：1,901人			
	令和3年度	参加人員：2,149人			

実績指標

(単位：千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	負担金		880	800	957
						0
						0
計			880	800	957	2,637
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		880	800	957	2,637

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 カープ応援隊参加者数	人		2,787	1,901	2,149	6,837
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 カープ応援隊参加者数	人		2,787	1,901	2,149	6,837
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市カーブ応援隊実行委員会事業
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 庄原市カーブ応援隊実行委員会				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による観戦ツアーの中止が32日間あったが、年間の参加者数は2,149人と令和2年度を248人上回った。 外出や旅行の自粛要請が解除されれば観戦ツアーへの希望者は多く、カーブの応援を通じて地域コミュニティの醸成、および庄原市の認知度向上につながっている。
課題	マツダスタジアム等での庄原観光及び特産品等のPRはできているが、交流人口の拡大などへの成果については把握しにくい状況にある。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	しょうばら花会議事業
-------	------------

所管	企画振興	部	商工観光	課	
実施期間	平成	22	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	07	01	03	4201
	一般会計	商工費	商工費	観光交流費	観光交流事業
対象者	しょうばら花会議			対象者数など 会員数:104	
根拠法令等	特になし				
HPアドレス	http://shobaraflower.blogspot.com/				
実施目的	花会議は、身近な玄関先から「花と緑のまちづくり」を推進するため、日常生活で身近な鉢植えやプランター、お庭の花壇、畑など、積極的にガーデニングに取り組んでいる人を応援する事業を行い、花と緑の美しい景観づくりにより、「地域コミュニティの輪」や「青少年の健全育成」、そして「交流人口の滞在時間の増加による地域活性化」に寄与することを目的とする。				
事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○月例ガーデニング実習・講習会 国営備北丘陵公園で、毎月集まり景観ボランティア作業を行いながら、ガーデニング講習と実習を行った。 ○寄せ植え講習会講師派遣 ○小中学校講師派遣 ○フラワーロードの寄せ植えと除草作業 ○寄せ植え講習・体験イベントの実施 ○庄原さとやまオープンガーデン(春・秋) ○さとやまオープンガーデン写真集の作成 				
年度別実績概要	令和元年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○さとやまガーデンコンテスト ○庄原さとやまオープンガーデン(春・秋)			
	令和2年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○10周年記念誌の制作 ○はなのわシンポジウム等イベントへの参加			
	令和3年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○さとやまオープンガーデン写真集の制作 ○庄原市内で開催された各種イベントへの参加			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	負担金		2,420	2,420	2,420
						0
						0
計			2,420	2,420	2,420	7,260
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		2,420	2,420	2,420	7,260

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
	実績 (アウトプット)	1 庄原さとやまオープンガーデンの開催	回		2	2	0
2							0
3							0
成果 (アウトカム)	1 庄原さとやまオープンガーデンの来訪者数	人		40,500	38,500	0	79,000
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	しょうばら花会議事業
-------	------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	A			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: しょうばら花会議				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度と3年度の2か年は開催出来ていないが、本市を代表する観光イベントの一つである「庄原さとやまオープンガーデン」は、観光交流人口の拡大、市民の生きがい創出など、「しょうばら花会議」の活動の成果が様々な分野に発展した取り組みとなっている。
課題	庭主の高齢化に伴い、オープンガーデンに参加される庭数が減少しており、持続可能な仕組みの構築が求められている。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	花と緑のまちづくり協議会事業
-------	----------------

所管	企画振興	部	商工観光	課	
実施期間	令和	2	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	07	01	03	4201
	一般会計	商工費	商工費	観光交流費	観光交流事業
対象者	花と緑のまちづくり協議会			対象者数など	交付者数：1団体
根拠法令等	特になし				
HPアドレス					
実施目的	「花と緑のまち・庄原」の充実を図り、四季を通じて、何度でも訪れてみたい庄原市の実現を目指す。また、次世代の担い手の育成や、「花と緑」に触れ合うことで「花と緑」のある生活の豊かさを普及・啓発することを目的とする。				
事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ・庄原ガーデンセミナーの実施 ・庄原ジュニアガーデンコンクールの実施 ・庄原ガーデンコンテストの実施 				
年度別実績概要	令和元年度	庄原観光いちばん協議会 花と緑のまちづくり部会により事業実施 ○庄原ガーデン大学の開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回)			
	令和2年度	○新たに花と緑のまちづくり協議会を設立 協議会の開催(2回) ○庄原ガーデンセミナーの開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回)			
	令和3年度	○庄原ガーデンセミナーの開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回) ○庄原まちなかガーデンコンテストの開催(1回)			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	事業費	負担金		1,400	1,400	2,800
						0
						0
		計	0	1,400	1,400	2,800
	財源	国県支出金				0
地方債					0	
その他		0	1,400	1,400	2,800	
一般財源					0	

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 ガーデンセミナー参加人数	人			56	47	103
	2 ジュニアガーデンコンクール参加校	校			11	12	23
	3 ガーデンコンテスト参加人数	件			0	18	18
成果 (アウトカム)	1 備考欄に記載						
	2						
	3						
備考	ガーデンセミナーを通じて、花と緑を楽しむ人の裾野を広げることにつながっている。また、ジュニアガーデンコンクール(R3:12校)を実施することで、次世代の担い手の育成につながることが期待される。						

事務事業名	花と緑のまちづくり協議会事業
-------	----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 花と緑のまちづくり協議会				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
-------	-------

視点	しょうばら花会議や市内各種団体、事業者等と連携し、花と緑を楽しむ人の裾野を広げるとともに次世代の担い手を育成し、花と緑を愛でることからシビックプライドの醸成へとつなげ、地域の持続的発展をめざす。
課題	ガーデンセミナーやジュニアガーデンコンクールを開催することにより、花と緑を楽しむ人の裾野を広げるとともに次世代の担い手の育成に取り組んでいるが、ガーデンセミナー参加者の年代層に偏りがあるため、幅広い層が参加したくなる企画の開発が必要である。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	庄原市道路草刈り作業実施交付金
-------	-----------------

所管	環境建設	部	建設	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	1	8	2	2	4601
	一般	土木費	道路橋梁費	道路維持費	道路橋梁費道路維持修繕事業
対象者	自治振興区 他			対象者数など	200団体(R3実績)
根拠法令等	庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱				
HPアドレス	httpswww.city.shobara.hiroshima.jpmainindustrydoropost.642.html				
実施目的	市道及び市が管理する農林道(以下「道路」という。)の草刈り作業を実施した地域に予算の範囲内において交付金を交付し、環境の保全及び生活の安全確保を図る				
事務事業の概要	<p>(交付の対象) 市道の路側及び法面の草刈り・集草作業(刈幅おおむね1メートル)であって、地域ぐるみの奉仕作業として実施されるもので、交付の対象は、自治振興区及び自治振興区を構成する地域、その他市長が適当と認める地域の団体とする。</p> <p>(作業の実施) 作業は毎年度4月から10月の間に行う</p> <p>(交付金の額等) 交付金の額は、作業を実施した延長(片側延長)に1メートルあたり12円を乗じた額の範囲内とし、交付金の交付は1路線あたり年1回限りとする。</p>				
年度別実績概要	令和元年度	実施団体数 201団体 実施延長 2,101,965メートル 交付金額 21,019,650円(1メートルあたり10円)			
	令和2年度	実施団体数 198団体 実施延長 2,096,431メートル 交付金額 20,964,310円(1メートルあたり10円)			
	令和3年度	実施団体数 200団体 実施延長 2,080,562メートル 交付金額 24,966,744円(1メートルあたり12円)			

実績指標

(単位:千円)

事業費(インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	交付金	道路草刈り作業実施交付金	21,020	20,959	25,800
						0
						0
計			21,020	20,959	25,800	67,779
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		21,020	20,959	25,800	67,779

実績(アウトプット)	指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
	1	実施団体数	個		201	198	200	599
2	実施延長	m		2,101,965	2,096,431	2,080,562	6,278,958	
3							0	
成果(アウトカム)	1							0
	2							0
	3							0
備考								

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名		庄原市道路草刈り作業実施交付金			
評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者: 自治振興区 他					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		拡充
視点	当該交付金は、市の管理する道路の維持管理において、重要な草刈りを実施するための交付金であるが、下記のような課題を抱えており、交付金の金額を14円/㎡程度に増額することによって、持続可能な事業とすることが可能かどうか意見を求める。	
課題	<p>市道の草刈りについては、建設業者及びシルバー等への業務委託に対応している路線と、庄原市道路草刈り作業実施交付金で対応している路線があるが、近年、受け手であるシルバー人材センターにおいて、作業員の高齢化等により実施できない路線が出ている。また、実施している地域においても、作業を担う住民の減少や高齢化により、一人当たりの作業量が増大しており、加えて燃料等の高騰もあり交付金増額の要望が強い。</p> <p>【近隣市町の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三次市・安芸高田市 20円/㎡、神石高原町 45円/㎡、島根県雲南市・飯南町 20円/㎡ 	

事務事業名	生ごみ処理機器購入補助金
-------	--------------

所管	環境建設	部	環境政策	課	
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01.	04	01	05	2401
	一般会計	衛生費	保健衛生費	環境衛生費	保健衛生費 環境衛生推進事業
対象者	市民			対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第88号)				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_494.html				
実施目的	生ごみ処理機器を購入・設置した者に対し、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進し、より良い環境づくりを図る。				
事務事業の概要	<p>1. 補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入し、設置した者(事業所は除く) ・市税、納付金等を世帯員が滞納していない ・1世帯につき1台 <p>※生ごみ処理容器・・・生ごみを処理するため、微生物を利用し、堆肥化させる容器(コンポスト) ※生ごみ処理機・・・生ごみを電氣的に処理し、減量化または堆肥化させる処理機</p> <p>2. 補助金額 機器購入費の1/2(100円未満切捨て)</p> <p>3. 補助上限額 上限16,000円</p>				
年度別実績概要	令和元年度	交付件数 18件 交付額 169,800円			
	令和2年度	交付件数 21件 交付額 253,500円			
	令和3年度	交付件数 21件 交付額 220,000円			

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R1	R2	R3	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	170	254	220	644
						0
						0
		計	170	254	220	644
財源	国県支出金	地方債				0
		その他				0
		一般財源	170	254	220	644
						0

指標名称		単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 補助金申請件数	件		18	21	21	60
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 生ごみ処理器設置件数【交付件数】	件		18	21	21	60
	2						0
	3						0
備考							

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名		生ごみ処理機器購入補助金			
評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		現行どおり
視点	循環型社会の形成や、燃えるごみの処理体系の整備などに向け、燃えるごみの減量化は非常に重要なものとなっている。生ごみ処理機器の利用は燃えるごみの減量化に大いに資するものであり、より一層の普及を図るべきであると考え。	
課題	例年一定の申請数はあるが、制度開始当初(合併当初)に比べると近年は半数程度の申請数となっている。	

事務事業名	飲料水供給施設整備費補助金
-------	---------------

所管	環境建設 部 環境政策 課				
実施期間	平成	17	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	04	03	01	2802
	一般会計	衛生費	水道整備費	水道事業費	水道整備費 水源確保事業
対象者	市民、転入者及び集会施設			対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第95号)				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_685.html				
実施目的	飲用水が不足する地域の住宅及び集会施設に対し、飲用水の供給を目的として整備し、生活環境の改善を図る。				
事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 庄原市水道事業計画給水区域及び簡易水道計画区域内の給水可能な区域以外において、新たにボーリング方式等により水源を整備する者及び集会施設。 1日当たり300リットルに申請戸数を乗じた数以上の水量が確保でき、且つ、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。市税、納付金等を滞納していないこと。 ・補助額 補助経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)。 補助施設を整備するのに直接必要な経費を補助経費とし、1戸申請の場合80万円を、2戸以上共同申請の場合はその戸数に72万円を乗じた額を上限とする。 ・事務の流れ 申請書類受理、審査 → 交付決定 → 事業着手 → 実績報告書類受理、審査 → 実地検査 → 交付確定 				
年度別実績概要	令和元年度	交付件数 17件 交付額 6,800千円			
	令和2年度	交付件数 29件 交付額 11,511千円			
	令和3年度	交付件数 29件 交付額 13,211千円			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金		6,800	11,511	13,211
						0
						0
計			6,800	11,511	13,211	31,522
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		6,800	11,511	13,211	31,522

実績 (アウトプット)	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
				1	補助金申請件数	件	
成果 (アウトカム)	2						0
	3						0
	1	飲料水供給施設設置件数【交付件数】	件		17	29	29
備考	2						0
	3						0

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	飲料水供給施設整備費補助金
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
				評価委員会
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 市民、転入者及び集会施設				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	本制度は困窮者に対する生活支援を目的とするものであり、必要性の高い事業であると考えられる。
課題	本制度では「飲適検査に適合する」ことを補助交付要件としているが、飲用井戸の検査は厚生労働省が定める水質基準項目の内、一部項目の適合のみが求められるだけとなっている。必須検査項目から外れている事項が基準値を超えている場合は申請者と施業者にて対応すべき事案となる。

庄原市行政評価シート

令和4年度評価

事務事業名	地域ごみ集積所設置補助金
-------	--------------

所管	環境建設	部	環境政策	課			
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）			
予算科目	会計	款	項	目	事業		
	01	04	02	02	2602		
	一般会計	衛生費	清掃費	塵芥処理費	リサイクルプラザ管理運営事業		
対象者	自治会・班など、地域で構成される団体			対象者数など	不特定多数		
根拠法令等	庄原市地域ごみ集積所設置補助金交付要綱(平成17年3月31日告示第91号)						
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_490.html						
実施目的	地域が一体となって新たにごみ集積所を整備する地域に予算の範囲内において補助金を交付し、地域の環境、景観を保持し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。						
事務事業の概要	<p>○交付対象…地域が一体となって、ごみを搬出している地域において、地域の代表者を中心に、地域の実情に応じて地域ごみ集積所を整備する地域を対象とする。</p> <p>○補助対象経費…補助対象となる経費は、集積所を整備(修繕に係るものを除く。)するのに直接必要な経費のみとする。</p> <p>○補助率及び限度額…補助率は、直接経費の2分の1以内とし、補助金の額は、4万円を限度(100円未満切り捨て)とする。</p>						
年度別実績概要	令和元年度	ごみ集積所設置件数	12件(庄原 6件、西城 1件、東城 3件、口和 1件、高野 1件)			補助金交付確定金額	420,600円
	令和2年度	ごみ集積所設置件数	10件(庄原 6件、東城1件、口和 3件)			補助金交付確定金額	380,600円
	令和3年度	ごみ集積所設置件数	10件(庄原 4件、東城3件、比和1件、口和 1件、総領1件)			補助金交付確定金額	392,700円

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	ごみステーション整備設置補助金	421	381	393
						0
						0
計			421	381	393	1,195
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		421	381	393	1,195

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	補助申請件数	件		12	10	10	32
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	ごみ集積所設置件数【交付件数】	件		12	10	10	32
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	地域ごみ集積所設置補助金
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	A			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者: 自治会・班など、地域で構成される団体				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
--------------	--------------

視点	ごみ集積所は、地域のごみを集めるだけでなく、正しい分別を地域で支える(学習する)ため重要な施設となっている。経年劣化のため、ごみ集積所を新規に設置する自治会に向けた有効な制度であると考え。
課題	新規設置及び更新時に対応する制度であるため、修繕に対する要望に対応できていない。

事務事業名		庄原市住宅リフォーム支援事業補助金				
所管	環境建設		部	都市整備		課
実施期間	平成	22	年度～	令和	4	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	08	06	04	5402	
	一般会計	土木費	住宅費	建築管理費	建築管理事業	
対象者	市内に住所を有し、居住している者				対象者数など	
根拠法令等	庄原市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_184.html					
実施目的	市内建築関連事業者の受注機会の増加を図り、地域経済の振興に資することを目的とする。					
事務事業の概要	(補助対象事業) 市内住宅リフォーム事業者による住宅のリフォームで、次に掲げる要件に該当するもの ・事業に要する経費が30万円以上であること。 ・補助金の交付決定を受けた日以後に着工し、その年度末までに事業を完了するものであること。 ・リフォームに要する費用について、市又は、他の団体から補助金等を受けていないこと。 ・事業の対象となる住宅が、過去において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。					
	(補助対象者) 市内に住所を有し、居住している者で、次に掲げる要件を備えているもの ・リフォームを行おうとする市内の住宅の所有者であること。 ・過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ・補助を受けようとする本人及びその同一世帯員が庄原市税、納付金等を滞納していないこと。					
年度別実績概要	令和元年度	交付件数:113件 交付額:10,518千円				
	令和2年度	交付件数:107件 交付額:10,089千円				
	令和3年度	交付件数:111件 交付額:10,204千円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	住宅リフォーム支援事業	10,518	10,089	10,204
						0
						0
計			10,518	10,089	10,204	30,811
財源	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		10,518	10,089	10,204	30,811

		指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1	補助金交付件数	件		113	107	111	331
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	住宅リフォーム補助金交付金額	千円		10,518	10,089	10,204	30,811
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	庄原市住宅リフォーム支援事業補助金
-------	-------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	A			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者:	市内に住所を有し、居住している者			
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	拡充
視点	<p>毎年度の実績をみても、市民の方へ一定以上の周知が出来ていると考える。また、年間10,000千円以上の予算執行を行っており、補助率から考えると100,000千円の経済効果があると思われる。</p> <p>令和4年度においても、すでに相当数の申請を受けており、今後も必要な施策と考えている。</p> <p>広島県建設労働組合や民主商工会から制度の期限延長や補助金額の引き上げ、予算規模の拡充等の要望もあり、制度拡充の検討が必要と思われる。</p> <p>今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を実施することについて意見を求める。</p>
課題	<p>補助率が1/10、限度額10万円と低い状況があり、利用者および事業者からも補助率の引き上げの意見をいただいている。現状では、小規模改修に限定される状況があるため、補助率および、限度額を拡充することにより、さらなる利用者の増加を見込むことができると考える。(三次市:対象工事費50万円以上、補助率1/10、限度額10万円 安芸高田市:対象工事費20万円以上、補助率2/10、限度額20万円 世羅町:補助率1/10、限度額30万円)</p> <p>また、市内に実家がありながら、中心市街地等に賃貸住宅を求める若年層に対しても、二世帯住宅へのリフォームが行えることで、人口減少対策への一助となることを期待できると考える。</p> <p>なお、要綱の期限が令和5年3月31日までとなっており、利用者の希望や申請状況を踏まえ、期限延長が必要と考える。</p>

事務事業名		ブロック塀等安全確保事業補助金				
所管	環境建設 部		都市整備 課			
実施期間	令和 2 年度～	令和 4 年度	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）			
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01 一般会計	08 土木費	06 住宅費	04 建築管理費	5402 建築管理事業	
対象者	ブロック塀等の所有者又は管理者			対象者数など		
根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、庄原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post_381.html					
実施目的	地震によるブロック塀等の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、迅速な避難経路を確保するため、倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却工事又は建替工事に要する費用の一部を補助し耐震化を促進する。					
事務事業の概要	<p>(補助対象事業) 次のいずれにも該当するブロック塀等に係る除却工事又は建替工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の区域内に存するもの ・道路等に面して設置されているもの ・道路面からの高さが0.8m以上のもの ・建築基準を満たしておらず倒壊のおそれがあると認められるもの <p>(補助対象者) 補助対象ブロック塀等の所有者又は管理者で、次のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の敷地について補助金の交付を受けていないこと ・市税の滞納がないこと <p>(補助対象経費) 補助対象事業に要する費用と、補助対象ブロック塀等の延長距離1m当たり8万円を乗じて得た額のいずれか低い額</p> <p>(補助金の額) 補助対象経費に3分の2を乗じた額とし、次の区分に応じて定める額を上限とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象ブロック塀等に係る除却工事 15万円 ・補助対象ブロック塀等に係る建替工事 30万円 					
年度別実績概要	令和元年度	-				
	令和2年度	交付件数:3件(除却:2件、建替:1件) 交付額:578千円				
	令和3年度	交付件数:2件(除却:2件) 交付額:207千円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R1	R2	R3	計
	事業費	補助金	ブロック塀等除却工事		278	207
補助金		ブロック塀等建替工事		300	0	300
計			0	578	207	785
財源	国県支出金	社会資本整備総合交付金		288	103	391
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		0	290	104	394

	指標名称	単位	基準値	R1	R2	R3	計
実績 (アウトプット)	1 除却工事補助金交付件数	件			2	2	4
	2 建替工事補助金交付件数	件			1	0	1
	3						0
成果 (アウトカム)	1 除却件数	件			2	2	4
	2 建替件数	件			1	0	1
	3						0
備考							

事務事業名		ブロック塀等安全確保事業補助金				
評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)		
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会	
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者: ブロック塀等の所有者又は管理者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	<p>平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀の倒壊による被害が発生したことを受け、令和2年度より本事業を実施し、利用実績もあり一定の効果がみられる。しかし、市内には通学路や避難路煙道に危険なブロック塀等が未だ多数存在しているため、さらなる補助制度の利用普及を図る必要がある。</p> <p>今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を実施することについて意見を求める。</p>	
課題	<p>本事業を実施するにあたり、ブロック塀等の所有者又は管理の自己負担が発生するため、相談件数に比べ実施件数が伸びていない現状がある。</p> <p>なお、要綱の期限が令和5年3月31日までとなっているが、地震の際のブロック塀等の倒壊による市民への被害を防止するために期限延長が必要と考える。</p>	